生活環境常任委員会要点記録

日 時: 令和元年6月26日(水)

午前10時00分~午後4時50分

場 所: 第2委員会室

岩 永 ひさか 副委員長 藤 出席委員 委員長 斎 せいや (6人) 岸 田めぐみ 委 昌 委 昌 橋 本 由美子 委 員 池 田 けい子 委 員 藤 原 マサノリ

出席説明員 企 画 課 長 田 島 元 行政管理課長 小 栁 一 成

くらしと文化部長 造 コミュニティ・生活課長 麻 之 松 尾 銘 生 孝 都市整備部長 稔 都市計画課長 島 武 彦 佐. 藤 飯

人

ニュータウン再生担当課長 星 野 正 春 道路交通課長 内 田 直

交通対策担当課長 渡 邊 淳 二

環境部長 吉井 和 弘 環境政策課長 佐藤 彰 洋

資源循環推進当課長 岩 田 具 嗣 公園緑地課長 長谷川 哲 哉

ごみ対策課長 市ノ瀬 聡

(兼) 資源化センター長

下水道事業管理者 森 田 佳 宏 下水道課長 楢 島 幹 夫

案 件

1 第53号議案 市道路線の廃止について 第54号議案 市道路線の認定について 第63号議案 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について 元陳情第12号 東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用のさらなる推進 を求める意見書提出を求める陳情 第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 第65号議案 多摩市立今摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定につい 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 多摩市前費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい 第62号議案 多摩市立オール条列の一部を改正する条例の制定につい 第61号議案 多摩市前費生活センター条列の一部を改正する条例の制定につい 年第62号議案 日の 多摩市立日 不会の一部を改正する条例の制定につい 年第62号議案 日の 日			審査結果
1 市道路線の廃止について 原案可決すべきもの 2 第54号議案 原案可決すべきもの 3 第63号議案 原案可決すべきもの 4 東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用のさらなる推進を求める意見書提出を求める陳情 趣旨採択を求める意見書提出を求める陳情 5 第64号議案 修正案可決をの他部分原案可決をの他部分原案可決をの他部分原案可決をの他部分原案可決をのいる。 6 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきものの上する条例の制定について 第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきもののような。 8 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきもののような。 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきもののような。 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定についの表別の制定についてのまましまします。 原案可決すべきもののような。 10 多摩市立 T AMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきものの表別の制定の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の		11	田 且 和 木
2 第54号議案 市道路線の認定について 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの を正案可決 を求める意見書提出を求める陳情 原案可決すべきもの 趣旨採択 5 第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 第65号議案 修正案可決 その他部分原案可決 その他部分原案可決 をの他部分原案可決 をの他部分原案可決 をの他部分原案可決 をの他部分原案可決 をの他部分原案可決 をの他部分原案可決 の正する条例の制定について 第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定につい で 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの のいて 8 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につい で 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの のについて 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい で 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの のについて 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい で 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの のについて 10 多摩市立 T AMA 女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの	1		原案可決すべきもの
□ 市道路線の認定について		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
第63号議案 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について	2		原案可決すべきもの
多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
一元陳情第12号 東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用のさらなる推進を求める意見書提出を求める陳情 第64号議案 修正案可決その他部分原案可決策65号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 第65号議案 7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 第59号議案 9 摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 第60号議案 9 摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 9 摩市立 TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの アンドル・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェー	3	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	原案可決すべきもの
4 東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用のさらなる推進を求める意見書提出を求める陳情 趣旨採択 5 第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について第65号議案 修正案可決その他部分原案可決をの他部分原案可決をの他部分原案可決を表別の制定について第59号議案 7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について第61号議案 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について第62号議案 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定について第62号議案 原案可決すべきもので、 原案可決すべきもので、 原案可決すべきもので、 まずまが、 まがまが、 まずまが、 まずまが、 まがまが、 まがまが、 まがまが、 まがまが、			
を求める意見書提出を求める陳情 第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 第65号議案 6 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定につい で 第60号議案 8 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につい で 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい で 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの	Ι,		44.14.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.4
5 第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 第65号議案 6 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定につい て 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 下 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい て 第62号議案 5 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定につい の 第62号議案 「原案可決すべきもの	4		趣百採択
5 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について その他部分原案可決 第65号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの アスティー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・			校工学司法
第65号議案 8摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定につい て 第60号議案 8 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの	5	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
6 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 第59号議案 7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの			ての他部分原条可伏
改正する条例の制定について		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	百安司油ナンキャの
第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきものである。 8 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきものである。 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきものである。 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきものである。 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもののできる。	О		原条円伏りへさもの
7 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 8 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの アスティン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン			
 第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 	7		
第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの	7		原条り伏りへさもの
8 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい 原案可決すべきものて 第62号議案 9 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの 原案可決すべきもの の また アン・フェー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		,	
8 設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい て 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの			
いて 第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきものできる 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの	8		原案可決すべきもの
第61号議案 9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい 原案可決すべきもの で 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの			
9 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につい 原案可決すべきもの て 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの		· · ·	
て 第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの	9		 原塞可決すべきもの
第62号議案 10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの			
10 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定 原案可決すべきもの	10	·	
			 原案可決すべきもの
		について	////C 10() C 0 4)
第66号議 宏	11		
11 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決すべきもの			原案可決すべきもの
	1.0)4, ±
12 特定事件継続調査の申し出について	12	特正事件継続調査の申し出について	

協議会

	件名	担当課名
1	連光寺複合施設大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課
2	鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修(案)につい て	コミュニティ・生活課
3	コミュニティセンター指定管理者制度更新について	コミュニティ・生活課
4	公共交通の再編に関する報告会の開催について	道路交通課(交通対策担当)
5	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課

6	都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
7	特定生産緑地の指定手続きの説明会について	都市計画課
8	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ヶ丘五丁目)建設事業の計画段階環境影響評価手続を開始しました。	都市計画課 環境政策課
9	電動キックボードの実証実験について	行政管理課 公園緑地課
10	多摩中央公園改修基本方針の策定について	公園緑地課
11	多摩市まち美化キャンペーン~ごみゼロデー~の実施報告につい て	環境政策課
12	オオキンケイギクの防除の本格実施について	環境政策課
13	学校給食の放射性物質検査結果について(令和元年度一学期分)	環境政策課
14	平成30年度ごみ減量・資源化の状況について	ごみ対策課
15	多摩市下水道事業の取組みについて	下水道課
16	第五次多摩市総合計画 第3期基本計画の策定について	企画課
17	行政視察について	

午前10時00分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより 生活環境常任委員会を開会する。

> 本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。 それでは、まず日程第1、第53号議案 市道路線の廃止について及び 日程第2、第54号議案 市道路線の認定についての2案に関して現地視 察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

> > (「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。 この際暫時休憩する。

午前10時02分 休憩

午前11時22分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第53号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第54号議案 市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 ただいま議題となっている第53号議案及び第54号議案についてあ わせて提案の理由を申し上げる。

まず第53号議案についてである。本案については、都市計画法第29条の開発行為による整備済道路の帰属に伴い、路線網の整備のため従前の市道路線を一旦廃止するものである。廃止路線の概算数量は幅員5.0メートル、延長87メートルとなっている。

次に、第54号議案についてである。本案の整理番号1番については、第53号議案で廃止を提案している市道路線について終点位置を変更して認定するものである。整理番号2番は、都市計画法第29条の開発行為により移管を受けた整備済道路を市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量は、整理番号1番が幅員4.9メートルから5.0メートル、延長136メートル、整理番号2番が幅員5.0メートル、延長37メートルとなっている。これらの市道路線の廃止及び認定により、市道路線総数

は1,119路線、総延長は約254キロメートルとなる。

以上2件について、よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 1点だけであるが、認定のほうが、せっかく 5.0 メートルでずっとつづけばと、 4.9 メートルから 5.0 メートルということで、 10 センチメートルどこか減らさなければならない理由が形状の上であったのか。

内田道路交通課長 実際に現地を建設して、再度測量して分筆をしていく中で若干誤差が どうしても出てくるので、そこで約4.9メートルで認定しているというこ とで、一旦廃止した路線にそういったところがあり、今回4.9メートルか ら5.0メートルになったということである。

橋本委員 特にいろいろなものを、溝をつくってグレーチングがあっていたと、そ ういうものに影響のあるような5.0メートルと4.9メートルからという、 その差ではないと受けとめてよろしいのか。

内田道路交通課長 その辺は全く影響がない。測量するとセンチメートル単位の誤差がど うしても出てきてしまう。そういったところで4.9メートルということで ご理解いただければと思う。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第53号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第53号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。 本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第54号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第54号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。 本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第63号議案 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊交通対策担当課長 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について提案の 理由を申し上げる。

> 本案は、駐輪場の利用料金の上限額について本年10月に予定される消費税率の変更分を転嫁した金額に令和2年4月1日付で改定を行うほか、 駐輪場の定期利用について6カ月の利用単位を追加するものである。よろ しくご審査の上ご承認賜るようお願い申し上げる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 先ほど消費税の増税の影響を考えたものだというご説明があったが、かなり大きな額になっているのではないかと思う。この辺のところでの消費税増税分は必ずしも2%ではないと思うので、この辺のご説明を1点と、それから、普通利用者にとって6カ月まとめてとなると、6カ月のほうが少し安くなるようなことを私たち的には想定してしまうが、今回の場合は単純に1カ月の6倍の料金をいただくことになっている。その辺の考え方を伺う。

渡邊交通対策担当課長 まず消費税増税のほうについては、今現行の料金が3%時代のものになっている。5%に上がった場合は何とか努力で対応できるだろうという形で据え置いてやってきた。8%のときには、その時点では既に10%の議論もされていたので、何とか10%までは現行据え置いて、10%になるタイミングで料金改定をしていきたいというようなご意見等も指定管理者からいただいていたので、今回はまず条例上の上限の金額を上げさせていただいて、今後指定管理者からの料金改定の協議に応じられるような

環境をつくっておきたいというものになっている。

また、6カ月の料金についてであるが、こちらもまるっきり通常料金より安くなっていないわけではない、通常料金の1カ月とか1日単位の倍々で計算しているものではないというところになっている。詳しくは、改定後1カ月分の料金から100円を引いて掛ける利用月数になっているので、例えば6カ月を申し込まれる方でいくと、1カ月の利用料金の6倍ではなく、そこから600円安いような設定をさせていただいているところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。 この際暫時休憩する。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

この際、第63号議案に対して橋本委員よりお手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の提案理由の説明を求める。

橋本委員 この後出てくる利用料、使用料等についても同じであるが、今回消費税 絡みでの改定が行われ、また、その内容も年度ごとに毎回やっているもの もあれば、4年ごとの見直しもある。今の消費税を10月に上げること自 体に対してもやはり生活への影響が大きいことが言われている中で、私たちの提案した利用料、使用料等に関するすべてのものは、値下がりするものについては特に異議はないが、値上げをするものについては据え置きを 基本にして修正案を出している。だから、1箇月、3箇月のところで修正を出している。自転車(一般)、自転車(学生)、原動機付自転車、自動二輪車、そうしたものの1回ごとのところでも、原動機付自転車の場合は 10円上がることになっていて、自動二輪車も10円上がるのだが、すべてにおいてそこを据え置きの値段として提案している。また、だからとい

って6箇月ものは否定するものではないので、ここについては据え置きの6箇月という形に、いわゆる3箇月の2倍になるように設定したものを提案している。そうした形の利用者の負担を減らしたい。上限と言っているが、指定管理者の場合これを基準にして多分施設の中で自転車等を保管するための金を算出して使用する方に負担していただくことになると思うので、それに関する修正が入ったものになっている。

お手元に入っているのは、最初は条例上の条文上の修正、そして後段部 分については対照表の中でそれを修正したものをお配りしている。以上で 修正案の提案とする。

岩永委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第63号議案 多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に 賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手少数である。よって修正案は否決された。

する。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手多数である。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決した。 では、日程第4、元陳情第12号 東京都における省エネルギー・再生 エネルギー活用のさらなる推進を求める意見書提出を求める陳情を議題と

なお、本陳情については署名の追加があったので事務局より報告させる。 池田議会事務局次長 元陳情第12号について、当初の署名は20名だった。本日までに 署名の提出が186名あった。合計して206名である

岩永委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をお願いする。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(西村淳子氏) 西村淳子と申す。このたび東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用のさらなる推進を求める意見書提出を求める陳情を提出させていただいた。

私は、多摩市で子育てをする毎日を過ごしているが、公園で芝生を歩いたり、ピクニックをしたり、多摩市に豊かな自然があるおかげで楽しい子育で生活を送らせていただいている。私の家では生活クラブの電気を共同購入している。昨年2018年の1年間の6割以上が自然エネルギーを使っている生活クラブ電気である。太陽光、風力、水力、バイオマス等で発電されている。秋田県のにかほ市には、生活クラブ組合員の出資により建設された風車「夢風」がある。そこでつくった電気をただ買うのではなく、風車の地元にもプラスの効用を生むような活発な関係を探ろうと、にかほ市の農作物を生活クラブで扱ったり、地元の小学校のエネルギー学習の素材として「夢風」が扱われていたり、そこに組合員が講師として出向くという活動にもつながっている。また、この2月には、山形県の遊佐で2年の歳月をかけて建設された太陽光発電所が稼働を始めた。自然エネルギーの割合がもっと高くなるのかなとわくしている。毎日皆が当たり前のように使う電気こそ、もっともっと地球に優しく、未来に美しい住みよい地球を残せるものにしていきたいと思っている。

東京オリンピックを来年に控えた今、ぜひこの自然豊かな多摩市から都 議会に省エネルギー・再生エネルギー活用がもっと進むように意見書を出 していただけないかと思っている。可能な範囲で署名を集めてきた。子育 て真っただ中の家族たちからもたくさん署名をいただいている。豊かな地 球を後世に残したいという思いは皆同じである。都議会の方が積極的に温 室効果ガス削減に向けてやってやろうと思えるように、ぜひ多摩市から意 見書をお願いする。ご検討をよろしくお願いする。

岩永委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から報告等があったらお願いする。

吉井環境部長 市側から冒頭の発言は特にない。

岩永委員長 それでは、これより質疑に入る。質疑はあるか。

池田委員 陳情書に例えば再生可能エネルギー導入・活用する自治体や民間団体の 支援、あるいは集合住宅、都内の自治体の公共施設の省エネルギー化を力 強く後押しするさらなる対策を講ずることとあるが、今現在東京都で行っ ている支援策について、わかる範囲で結構であるのでご説明いただけるか。

佐藤環境政策課長 今のご質問についてお答えする。まず1番の②のところ、再生可能エネルギー導入・活用する自治体、民間団体を支援することについては、今現状東京都に確認したところ、例えば自治体向けでいけば東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助があり、その中で地産地消型再生可能エネルギーの電気・熱普及促進事業、再生可能エネルギー利用の防災拠点等整備推進事業、そして再生可能エネルギー由来電気の導入拡大事業等がある。そして、民間団体に関しては、公益財団法人の東京都環境公社いわゆるクール・ネット東京で取り扱っているが、これも地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大事業、太陽光や風力、バイオマス、地熱、太陽熱といったものの発電にプラスして熱利用なども含めて実施している。それから、ソフト面で事業者の省エネ診断、中小企業事業所対策推進研修会等への講師の派遣も行っている。

それから、2番の省エネルギー化、エネルギー高効率化の推進のところの①都内中小事業所、集合住宅、都内自治体の公共施設省エネルギー化を力強く後押しするというところに関しては、これも例えば都内中小事業所については、こちらもクール・ネット東京で実施しているが、同じように

事業所の省エネ診断、中小企業事業所対策推進研修会等への講師派遣といったものが活用の一つになるかということで考えている。それから、環境局でも中小企業向けの省エネ促進税制制度がある。集合住宅に関しては、既存住宅における高断熱窓導入促進事業、集合住宅における充電設備等導入促進事業、そして最後、都内自治体の公共施設への支援という形になると、中心的なものはソフト面になるが、講習会やセミナーを東京都が実施している状況の確認がとれた。

- 他田委員 今お聞きしているところだと、既にいろいろやっていただいているなというイメージは、感覚はあるのだが、だが、陳情者からこういったことが出るということは、まだまだ肌で感じていないということを思ってこういう陳情が出るのかと思う。市としては、例えば東京都のそういういろいろな制度があり、それを市民に伝えることに関しては、何かいろいろされているのか。
- 佐藤環境政策課長 東京都からもこの辺の内容についてパンフレット等が送られているので、そういったものを窓口に掲示するほか、いろいろなイベントを環境政策課で行っている。そういった機会に市民の方に多くご紹介というところでそのチラシを配布し、必要な方には説明をしたりして情報提供している。
- 池田委員 あと1点だけ。2番の②はZEB化を前提とした東京都公文書館の建設 に当たってのことで、その検証はまだこれからかと思うが、今わかっている範囲の現状を教えていただけるか。あとZEB化の説明をお願いしたいと思う。
- 岩田資源循環推進担当課長 まず公文書館についてであるが、こちらは従来港区にあった 東京都の公文書館を、改築移転という形で今現在国分寺市の都立図書館の 隣に建設中である。竣工を予定しているのが2020年、来年の1月と聞いている。公文書館については、設計前の段階からエネルギー消費量を約9割削減する。その9割というのは、普通に建てたときに比べて9割削減するZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を目的として建設されている。ネット・ゼロ・エネルギー・ビルというのは、先ほど言ったように、省エネ性能を考えないわけではないが、普通に建てたときに比べて環境配慮の外断熱、空調の関係、そういう環境に配慮した設備を入れたときにど

のくらいエネルギー消費量が削減できるかという環境性能の指標で判断するわけであり、段階があり、50%削減はZEBReady、75%以上はNearlyZEB、それから100%がいわゆるZEBというものになる。公文書館については、9割であるのでNearlyZEBという形になるということで建設が進んでいる。東京都では、竣工後1年間四季を通じて検証して、その検証結果の知見を今後の東京都の施設の建設に生かしていきたいと考えているところである。その状況の公開や区市町村との情報共有については、その検証結果を見て考えたいというようなお話であった。

橋本委員

多摩市も東京都とともに地球温暖化対策実行計画をつくって、第2次という形で2022年を目指した目標を立てて取り組んでおられると思うが、東京都は東京都でその前から宣言をしたり、環境の基本計画で何%というのを出してやっている。一つは、今この公文書館があったが、多摩市には今多摩センターでも大きな、今まで多摩市の中で最も高いと言われるビルを建設したりしているが、そういうところは行政の働きかけがなくても一定の省エネにも取り組んでおられると思うが、この辺について多摩市で最近建設したところや建設中のところでつかんでおられる動きがあれば、まずお答え願う。

佐藤環境政策課長 具体的なところでは、今そういった情報は持ち得ていないが、基本的 に経済性を勘案しても高効率化の設備は省エネタイプで稼働するから、経 済的にも昔の機械に比べれば効率よく動くというところで、省エネだけで はなく、そういった観点でも事業所のほうは積極的に取り入れている。そ れから、例えば多摩センターのところで言えば長谷工なども今研究所が設 けられているが、そういったところでも、具体的にどれがというのは今お 示しできないが、いろいろな省エネの取り組みを含めた形での建築というところで伺っている。

岩田資源循環推進担当課長 ZEBについてもう1つ言わせていただきたいと思う。 2017年4月以降、国では延面積が2,000平米以上の新築非住宅建築 物については新しいエネルギー基準に適合するように建てていただきたい というのが認可された。その中でもZEBについて推進しているという国 の姿勢がある。

橋本委員

ZEBのことも含めて、前子ども教育常任委員会も含めてパルテノン多摩の今後について学習する場を持ったが、そういうところでは非常に大きな効果、家庭の一軒一軒を超える効果もあると思うが、パルテノン多摩の場合は、リニューアルのところにはなかなか難しいことも学習を通して私たちは学んだ。だから、その辺のところではやはり新築するものに関して非常にしっかりとした対応をしていくことが大きな効果、戸数よりも非常に大きい効果になると思う。市も、例えば何%ということはあまりよくわからないということではなく、数字でつかんでほしい。長谷工などは外を緑で覆ったり、さまざま工夫されていることを私も見学して知ったが、そういうものなどを啓発のときに使って数字を用いて市民に知らせていくことが、やはりこういう概念を普及させる上で重要ではないかと思った。その辺について市の考え方を伺う。

- 佐藤環境政策課長 その辺も含めて今後についてはみどりと環境基本計画の改定なども予 定しているので、今のご意見も含めて地球温暖化対策を進めていきたいと 考えている。
- 橋本委員 多摩市は屋根を公共施設の屋根貸しという形で一定太陽光再生可能エネルギーに取り組んできたわけであるが、陳情書にある1と2のようなことを自治体がやったときに、東京都からの特に支援というものはあったのかないのか、また求めたのかどうか、その辺についてお答えいただきたいと思う。
- 岩田資源循環推進担当課長 屋根貸しについては、市内で9カ所太陽光パネルを設置していただいている。事業者は多摩電力というところでやっていただいている。 仕組みとして、市の公共施設の屋根をお貸しして、市としては賃料をいただいているという形である。そのほかの経費については多摩電力で組んでやっていただいているので、市としてそれほど経費がかかっているということではないので、都の支援は特に受けていない。もし考えられるとすれば、今固定価格買取制度FITであるが、その値段を国が政策的に誘導して下げているので、なかなか小規模の屋根貸し事業は成り立たなくなってきている。そういうことに対して何か支援があればいいという形になるが、

屋根貸しについて市のほうの支援は今のところ必要ないかなという感じで 思っている。

佐藤環境政策課長 先ほどの橋本委員からのご質問への追加である。先ほど市の取り組みというところがあった。今現在第2次多摩市地球温暖化対策実行計画の中では、令和4年度、2022年度までに温室効果ガスの排出量を平成22年度ベースから10%削減するという目標を立てている。さらに、その成果指標としても、電気使用量も合わせて削減していくという目標を立てて今取り組んでいるところも、あわせて追加で報告させていただく。

橋本委員

固定価格買取制度の影響というのは、例えば多摩市で大きな発電量を誇っている清掃工場でもこれを売却するのがもう頭打ちになってきて、積極的にやることが難しいというか、やる効果が薄くなってきているのは、公のところにも絡んでいる。まさしく清掃工場のような大きなところも。民家でも建てるときにどうしてもモチベーションが弱まってきているということは、この陳情の願意である全体的に再生可能エネルギーを促進させていこうということにも逆行していると私は思っているが、この辺のところで市自体が国に対して、また中間にいる都に対して環境問題、エネルギー問題を言うのであれば、固定価格買取制度FITの問題について問題提起すべきだと私は思っているが、その辺で市の動きはどのようになっているのかお答えいただきたいと思う。あわせて、東京都もこれだけのことをやっているのだったら、その裏づけの買い取りについても何か行動を起こしているのかどうか、わかれば教えてほしい。

岩田資源循環推進担当課長 固定価格買取制度については、皆さんの電気料金に反映しており、電気料金の請求書の中に再生可能エネルギーの料金が入っていたかと思うが、国としてはそれが何兆円にもなっているということで、国民負担をだんだんだんだんと減らしていかなければいけないと。確かに太陽光パネルの値段も技術革新でだんだんと下がってきているので、それに合わせてこれは下げるべきだというところで政策的に誘導している面があるので、そちらは国の大きな動きでやっている形になっているので、屋根貸し事業は確かに小規模のものは遠慮されるに限らず、一般のご家庭で太陽光パネルを設置するというところについても、FITを利用しての設置がな

かなか厳しくなっているのは事実である。

佐藤環境政策課長 26市の協議体として東京都環境公害事務連絡協議会がある。そちらの中で毎年東京都へ予算要望している。この事務連絡協議会の中で取りまとめたものを市長会を通じて今東京都にそういった補助金の関係のものについて要望を出している状況である。

吉井環境部長 今のことに加えて、廃棄物の処理の話も出てきたが、その清掃工場が属する廃棄物処理の面からも、国や東京都に補助金の拡充について求めているところでもあるし、私ども東京都へ直接赴いて、そういった補助の拡充、行政が事業化するに当たって後押しができるものがあればということで直接声掛けをさせていただいている。クール・ネット東京にも行って、啓発事業を中心に多摩市で展開できるものがあれば協力していきたいというような話を申し上げているところである。

橋本委員 1点だけ最後に。行政、市は環境問題について非常に努力されているが、 どうしてもまち全体のこと。自分の暮らしにというところでは、先ほど陳 情者の方は、本当にわくわくするということまで再生可能エネルギーを使 っていることへの認識が高いが、これは到底全体のものには成り切ってい ない。この辺のところ、今後2020年に向けて本当に対策実行計画が有 効なものになるように何かお考えがあるのか、今後の展開についてお答え 願う。

佐藤環境政策課長 環境政策課でも、先ほどご説明をさせていただいたが、みどりと環境 基本計画の改定が令和4年度にある。その中に地球温暖化対策に対する理 念的なものを再度改定して、その中に区域政策編ということで、今後全体 計画の後に続けて市全体の取り組みとする区域政策編の策定を進めていき たいということで考えている。

岩永委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時03分 休憩

午後 0時03分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 ほかに質疑はあるか。 岸田委員 東京都は再生可能エネルギー30%の導入目標を定めているが、多摩市 では目標があるのか、どのくらい使っているのかという状況がわかってい たら教えてほしい。

岩田資源循環推進担当課長 再生可能エネルギーを東京都で30%ということであるが、 多摩市では先ほど説明したように温室効果ガスの排出量について10%削減、電気使用量6%削減という目標を掲げており、これが今のところ多摩市の目標となっている。したがって、再生可能エネルギーを具体的に何%という目標は今のところない。ただし、公共施設で再生可能エネルギー、太陽光発電、それから太陽熱、雨水利用、あと風力発電、緑化対策などをさまざまに工夫を凝らして設置している。これから施設の改修がかなり続くので、そういうところですべてに設置するのは経済性もあって難しいとは思うが、可能な限り普及のためにまずは公共施設につけていければなと思っている。

岸田委員 再生可能エネルギーを多摩市で使うには電力会社を選ぶのが一つ大事な ことだと思うが、選ぶ基準や先ほどの目標があったので、その点からどの ように選んでいるのか教えてほしい。

佐藤環境政策課長 市の電力に関してであるが、今現在契約の中で指名条件を課している。 幾つかあるが、その中の一つに環境配慮の部分も加えており、国が定めて いる代替値がある。各電力会社が電力を供給するに当たって、わかりやす く言うと、その電力をつくるに当たってどのくらい二酸化炭素を排出して いるのか、それによって我々受け手側は使った電気に対して、そこに供給 される場合の係数であるが、その係数を掛け合わせてどのくらい二酸化炭 素を排出しているのか全国的に統計がとられているが、入札するに当たっ て、その提供する側の二酸化炭素排出量について一定の線を設けている。 それが国で言う代替値であるが、わかりやすく言うと過去5年間の平均値 であるが、平均値よりも低い事業者を入札参加の条件として入札を行って いると。こういった中で、市の電力についてもできるだけ環境に配慮した ものを使っているという取り組みも実施している。

吉井環境部長 なかなか説明するほうも難しいが、簡単に言うと、今ご家庭でもそうで あるが、買う電力は自由化されているので、今までの大きな電力会社だけ

ではなく、いろいろなパターンが取り込める。公共施設も、低圧の部分と 高圧の部分という電力があるのだが、学童クラブクラスの小さい公共施設 だと低電力という形になる。そういったところについて今の係数が低いと ころ、いわゆる再生可能エネルギーをたくさん使って電気をつくっている ところについては係数が下がってくるので、そこを考慮に入れて契約を結 ぶようなやり方をさせていただいている。既に実施している形になる。

岩永委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

このまま討論に入るか、もし皆さんの意向で意見書をまとめていこうということがあれば少し意見交換をと思うが、どのようにしようか。

池田委員

本当に大事なことで、ぜひ進めていかなければならないことだなと思う。 本当に国を挙げてやっていかなければいけないし、また一人一人も取り組 んでいかなければいけない大事なことだと思うが、先ほどの説明を聞いて いる中では、1番、あるいは2番の①は東京都がしっかりとまではどうか わからないが、検証も私もよくわかっていなくて、どのぐらい利用されて いるのかもまだ見えないところがある中、いろいろな事業がやられている なというイメージは非常に感じた。したがって、既にやられているなとい うところもあるし、また、2番の②のところでは、検証はこれからだとい う中で、支援策を講じることというのはどういったことができるのかが私 もまだ明確ではないところがあり、このまま意見書というのは、私として は思いは非常にわかるが、趣旨採択かと気持ち的には思う。

橋本委員

私も同じ立場で、文面の書き方で、確かに公文書館が来年に竣工して、 その後の1年間だと、再来年にならないと年間を通しての効果は出てこないが、そういうことは書き方次第であるから、逆に後押しする意味で、あまり微に入り細に入りではなく、本当にこの1と2のことを促進したいのだという意味の意見書を多摩市から、この議会から発信することは有効だと思うので、私は、できれば採択して意見書を出したいなと思っている。

藤原委員

討論っぽくなってしまうと思うが、相当文章を入れかえて出す分にはいいと思う。2030年までに再生可能エネルギーの導入30%というのは

国家的な目標でもあるし、東京都が牽引しなければいけないのは当然だと 思う。猪瀬氏のときから実は東京都独自で東京湾の湾岸地域に独自のバイ オマスや風力を使った再生可能エネルギーの施設をつくろうという話が出 てきていた。小池氏にかわったり、オリンピックの話が出てきてその話が まだ進んでいないのだが、東京都も相当いろいろなことをやっている。公 明党も多分そうであるし、東京自民党も8月27日に小池氏と会ってまさ にこの話をやるのだが、ただ、一番下に「ZEB化を前提とした」とある が、これは非常に金がかかる。例えばNTTファシリティーズという会社 があり、NTTグループの中の施設を全部再生可能エネルギーのビルに変 えたりするのだが、結局初期投資が非常にかかる。後で元がとれないぐら いかかる。だから、この支援策を講じると簡単に言っているのだが、そう 簡単に、では、幾らなのかという話も出てきてしまうし、それから、1番 上の1の①であるが、「より高い目標を」と言っても、何をもって高い目標 とするのかというのもあるから、この陳情そのものだけでいくと、池田委 員が言われたように正直言って趣旨採択、それ以上は行かない。ただ、文 章を相当変えてこういうことをやっていこうという趣旨に関しては、文章 を変えて出すことは可能だと思うが、あれを削り、これを削りというのは、 この場でなかなかすぐにはできないと思う。この文面だけだったら、私も 趣旨採択どまりである。

岸田委員

趣旨採択と採択の大きな違いがわかっていないのに発言するのは問題かと思うが、温暖化の話は私も小学校のときから教科書に載っていて、ずっと人類の問題、課題の一つであるのに、なかなか大きい解決策が見いだせないままずるずる進んできてしまって温暖化がとまらない状況の中、確かに高い目標は何なのかとか、今までたくさんやってきているというのはそうだと思うが、次の子どもに自然を残していくためにも、ここでまたさらに一歩踏み込んだものにしていかなければいけないと思う。趣旨採択と採択がどう違うのかわかっていないが、ぜひこの意図を組み込んだままの採択になればいいなと思っている。

岩永委員長

今回これは、ここに書いてある内容の項目で陳情を上げてほしいという のが直接の陳情書の内容であるから、今、全員ではないが皆さんからご意 見を聞いたところによると、この内容そのままでは意見書を出すのは難しいだろうという話かと理解した。だから、今回については、この陳情書に対してそれぞれの各会派の方にご意見をいただくことにして、今、岸田委員が話していただいたようなことや、池田委員からもお話があったこと、あるいは橋本委員からもご意見をいただいているので、もしこの地球温暖化問題を含めて考えていくために多摩市議会から意見書を上げようということだと、別の場で議論したほうがよろしいかと思うが、いかがだろうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、少し延長しているが、傍聴者の方もおられるので、最後採択の結 論まで出していきたいと思うのでよろしくお願いする。

それでは、これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 こうした陳情が出て、しかもなかなかこれが簡単に何かを一つすれば解決するものではないということで、これはいろいろ政治的理念を越えて、やはり地球環境を守っていこうというのは、まさしくSDGsが言われたりする中では当然のことだと思う。私も、以下の項目について、このまま書けと言われると、それは文面をつくるときに工夫すべきところがあると思うが、こういう趣旨のことを盛り込むという意味では賛同できるので、この陳情については採択の立場をとりたいと思っている。

藤原委員 先ほど委員長が言われたように、多摩市議会としては近い将来に省エネルギー・再生可能エネルギーの活用をさらに推し進めるべきであるという 趣旨の意見書を国あるいは東京都に提出することは大賛成であるが、陳情というのはこの文章をすべて飲み込んだ形での了解ということになった場合に、疑問点や不明確なところが幾つかあろうかと思う。したがって、趣旨採択と考える。

斎藤委員 私も、この趣旨に関してはやっていかないといけないことだと思うので、 私も趣旨採択がよろしいかなと思っている。

池田委員 元陳情第12号 東京都における省エネルギー・再生エネルギー活用の さらなる推進を求める意見書提出を求める陳情について、趣旨採択という 立場をとらせていただきたいと思う。

本当に再生可能エネルギーをしっかりと活用していかなければならない

し、地球温暖化をしっかりととめていかなければいけないことについて思いは同じであるが、この内容については、やはりこのまま採択というわけにはいかないというのが理由である。もし提出するようなことがあれば、 委員会でしっかりとまたもんでいって、改めて文面も考えながら、この委員会で出したいなと感じている。

岸田委員

ネット・社民の会を代表して、採択の立場から意見・討論させていただ く。

世界の平均気温は産業革命以来既に約1度上昇し、海水温も右肩上がり になっている。そして、その影響はこの多摩市にも及んでいる。一つの例 を挙げると、昨年の夏は多摩市も記録的な猛暑に見舞われた。東京大学大 気海洋研究所と国立環境研究所の協同グループがそのことについて、工業 化以降の人為起源による温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化を考慮しな ければ、昨年のような猛暑は起こり得なかったことが明らかになったと発 表している。今まででは考えられないような酷暑日の増加、極端な大雨な ど、私たちの生活も影響を受けており、数値だけではない地球温暖化の実 感とともに、さらなる対策が急がれるところである。全世界のCO2排出 量の約7割が都市から排出されており、中でも東京都は資源やエネルギー を大量に消費する世界有数の大都市として環境に配慮した取り組みと役割 が注目されている、ゼロミッションを私たち一人一人が実践していくこと が必要であると、東京都も述べている。多くのエネルギーを消費している 東京であるが、多くの市民は東京電力福島第一原発事故以来、エネルギー について考え、行動するようになった。脱原発脱炭素の再生可能エネルギ 一の活用はますます必要とされ、エネルギー政策の中でも重要になってい くものと考えられる。また、エネルギーを効率よく使うことは、そのまま エネルギー源の確保につながるので、省エネルギー対策やエネルギーの高 効率化は必須である。そのために東京にはより高い目標の設定、それに向 けた対策と支援が必要とされている。以上の採択の立場での意見・討論と させていただく。

岩永委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣

旨採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が過 半数に達している。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情であるが、議会として意 見書提出を求めている内容だと思うが、全会一致ではないので、委員会と して今回の陳情に対して本会議に意見書の提出は行わないこととするので ご了解いただきたいと思う。

この際暫時休憩する。

午後 0時20分 休憩

午後 1時21分 再開

岩永委員長 再開する。

それでは、日程第5、第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 それでは、第64号議案になる。提案の理由を申し上げたいと思う。本件については、公園内施設の鶴牧西公園みどりの家の弐の土間及び農家風休憩施設の使用料については、基本方針に基づき算出した金額で改定を行うものである。また、壱の土間の使用料については、消費税率の変更分を転嫁した金額に改定を行うものである。

また、多摩東公園が武道館及び陸上競技場を有するスポーツ機能に特化した公園であり、民間事業者のノウハウを広く活用し、その機能を最大限に生かすために指定管理者制度を導入する。この導入に当たり、指定管理者が行う業務や利用料金等、管理運営に必要な事項を定めるため、条文の追加、改正等を行うものである。よろしくご審議の上、ご承認を賜るようお願い申し上げる。

なお、詳細について公園緑地課長から説明をさせていただく。

長谷川公園緑地課長 公園緑地課の長谷川と申す。本委員会、初めてになるので、どうぞ よろしくお願いする。

それでは、私から改正部分の説明をさせていただければと思う。恐れ入るが新旧対照表を見ていただければと思う。ページだが、37ページをお

開きいただければと思う。

まず、多摩東公園の指定管理者導入に係る改正部分であるが、37ページ、第21条の2をごらんください。ここでは地方自治法の規定により定めることとなっておる指定管理者が行う業務の範囲について定めるものである。第1項第1号から第5号にあるとおり、市立公園の維持管理及び修繕に関する業務、第3条第1項第1号から第7号までに掲げる制限行為の許可に関する業務、第4条の規定による市立公園の使用の制限に関する業務、第21条の3第1項に規定する利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務、これらのほか、市立公園の管理に関する業務のうち、市長が特に必要と認める業務を定めておる。

次に、38ページをお開きいただければと思う。第21条の3をごらんください。ここでは地方自治法で定める利用料金制を採用するため、そのことについて規定をしておる。なお、この利用料金制だが、指定管理者に管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものである。第2項にあるとおり、利用料金については、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

なお、39ページの別表4にあるとおり、この利用料金は主に撮影行為 などで利用する場合に係る料金となる。

また、これは次の第65号議案の内容に係る部分でもあるが、今回の指定管理者制度導入に伴い、駐車場の有料化を実施する予定で検討しておる。これにより、36ページの第8条をごらんいただければと思う。こちらで公園の有料施設を定めておるが、また飛んでいただいて39ページに、その有料施設の別表ということで別表第3で定めておる、ここの多摩東公園部分に駐車場を追加するものである。

次に、使用料見直しに係る改正部分である。この見直しは、公共施設の使用料金設定に当たっての基本方針に基づき、4年ごとに行うこととしておる。見直しを行う対象施設のうち本条例においては、みどりの家及び農家風休憩施設の使用料が規定されておるので、ここに係る部分の改正を行うものである。

使用料の改正内容については、39ページの別表第5をごらんいただければと思う。みどりの家の壱の土間については、使用料の算定ルールに当てはめると大幅な値上げとなってしまうため、現行料金に消費税率変更分を反映した額での変更額となっておる。みどりの家の弍の土間、それから40ページにある農家風休憩施設については算定どおりの額となる。

なお、これらの改定額だが、いずれも前回、平成31年3月に開催された生活環境常任委員会協議会において報告させていただいた改定最終案からの変更はない。

改正部分の説明は以上となる。

なお、この指定管理者導入、使用料見直しに係るもの以外にも細かな改 正点はあるが、いずれも文言や言い回しの修正、あるいは新条文を加えた ことによる読みかえなどの修正になるので、説明は省略させていただく。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員

3月の子ども教育常任委員会でも、総合体育館のことと同時に、公園及び武道館周辺の問題について何点か質疑が交わされて、また陳情の結論も出たという経過もあるわけだが、公園の中にはさまざまな駐車場が多摩市の場合、配置されていて、一番ベースにあるのはパルテノン多摩のところの多摩中央公園の駐車場という形で、それは周りの商業施設などと同じ料金を設定されてずっときたわけだが、今公園を使うに当たって、乞田の公園については路上駐車が多いということで、途中、駐車場が制定されたが、一般的にほかの公園、野球に使う諏訪北公園とか諏訪南公園、さまざまなところでは路上駐車及び公園施設を利用していない人の駐停車など大変問題が地域の方にも及んでいるが、今後、こういう駐車場についてどうしようとしていらっしゃるか、解決しようとしているか。また、今回、多摩東公園は有料化という形で提案をされているが、この辺の料金設定等についても今後のことをお伺いする。

長谷川公園緑地課長 今回、多摩東公園の駐車場有料化については、多摩東公園、あわせて総合体育館、武道館、陸上競技場の改修に入るということで、駐車場も今回拡幅させていただいて、整備をした上で有料化をしようということで、

多摩東公園の駐車場については今回やろうということで決めておる。これ 以外の公園については、今委員おっしゃっていただいたとおり、公園に応 じてさまざまな状況がある。また、お話にあったように、周りに迷惑とい うか影響が及んでいる場合もある。そうした問題は各公園、事情がさまざ まであるので、私どもとしては、基本的に今回のように改修のタイミング で駐車場も、もしそこで例えば増設などの要望があれば、その辺の状況も 伺った中で、まず整備をきちんとさせていただいた中で、あとは地域の声 を聞き、有料化をやっていくことが適切かどうか、そんなところのお声も 聞きながら、公園ごとに有料化をやっていくかどうかの判断、料金につい ても立地条件等で駐車料金は変わってまいるので、そちらも個々の公園の 状況に応じて決めて進めていきたいと考えておる。

それから、2点目の質問にあった多摩東公園の料金設定のところである が、こちらはこれまで12月、3月と生活環境常任委員会でも検討案とい うことで料金体系を示させていただいた中で、前回は陳情でもご意見をい ただきながらというところで、今回、再提案するものであるが、多摩東公 園については、ご存じのとおり、陸上競技場、武道館、テニスコートでほ とんど公園を占めてしまうので、いわばスポーツの特色が強い公園になる。 おのずと利用者もそういった方が多くなったりという状況もある。

また、近隣の住民の方が使っているという状況もあったり、あるいは尾 根幹線が近くにあるので、ロードバイクを尾根幹線で乗られる方が陸上競 技場の駐車場にとめるという形で使っているという状況もあって、現状、 駐車場を利用されている利用者の皆さんの特性がさまざまな状況になって いる中で、多摩東公園内の体育施設の利用時間帯も考慮しながら、全ての 利用者にとって適当な時間帯であるというところで1時間当たりという料 金設定を採用させていただいている。

今後の料金設定については、スポーツ公園については、この料金体系が 基本になるのかなとは思うが、あくまで冒頭申し上げたとおり、おのおの の公園の状況に応じて料金体系は決めていきたいと考えておる。

橋本委員 ある意味、そのところの事情に応じて、そして市民の声を聞いてという ことになると、逆に言えば一貫性、公園の駐車場はどうあるべきかという

21

ことについては、今回、特に結論的なものは出ていないのかということが 1点。

それから、確かに3月、その前にもずっとこの問題は出ていたが、1時間まで無料、その後ということについてはどういうことを、違う案もあったし、陳情などのときには違う考えをといういろいろなことが出ていたが、ここを着地点とした理由をお聞かせください。

長谷川公園緑地課長 まず、1点目の今後のことも含めて、公園の駐車場がどうあるべき かという考え方については、基本的には、まず有料化を導入するに当たっては、どうしても駐車場をまず整備してから、公園全体も含めて整備した中でのタイミングで入れるのが適当という判断をしているので、まずは導入するに当たっても公園改修時というタイミングを基本としてやっていくという考えでやっておる。

また、これは繰り返しになるかもしれないが、公共施設そのものの有料 化を進めていくという方針もある中で、そちらにのっとって、施設の状況 それぞれに応じて決めていくというところで進めさせていただいている。

それから、2点目の利用時間帯、今回決めた背景であるが、確かに当初は30分当たりという料金設定案で出させていただいておる。その中で、この委員会もそうだし、陳情で出た意見の中で、公園内の体育施設の利用時間帯と合わないという意見もあった。一方で、先ほどお話ししたとおり、公園、公園内体育施設そのものを利用しないで駐車場だけ利用されているという方もいらっしゃる中で、当初はそういった利用目的に応じた料金設定も十分検討させていただいたが、なかなか差をつけるのが難しく、また利用区分に応じて料金設定をその都度やっていくとわかりにくくなってしまう、そんなところもあったので、おおむね共通する1時間という時間帯ごとの料金設定をさせていただいた。

橋本委員 説明の根拠になっているのは、多摩市の行革のプランの中で、体育館のことも有料化と書かれていて、公園に関してはみどりのルネッサンスの推進という形で、公園緑地の活用、自由度の拡充による有料駐車場の設置ということで、本当はもっと以前から有料化するよということが今進められている行革方針の中に掲げられているが、この辺のところで、みどりのル

ネッサンスの推進とか活用、自由度の拡充と有料化というのがどういうふうに、これは行革が、企画部が出したものだとして、それを受けた環境部としては、どう整理して今度の多摩東公園を有料化して100円で、その後はずっと長くとまればとまるほどお金が高くなっていく、そういう料金設定に至る提案になったのかお答えください。

長谷川公園緑地課長 まず、おっしゃっていただいたとおり、大前提として市の公共施設 の駐車場の有料化というところの進め方については、全体の方針が定められておるので、まずは公園も市の公共施設ということで、この方針にのっとって進めていくというところはある。

おっしゃっていただいたとおり、みどりのルネッサンスで特色ある緑地、 公園等を進めていく中で、場所の状況に応じては有料化をすることで利用 者の適正化が図れる、そんなところもあるので、そういった面からも進め ていくというところがある。

そうしたところを踏まえて、公園の駐車場の有料化については、あくまで市民サービスの向上を図っていくというところを目的に、利用の適正を図っていく、そんなところを踏まえながら状況に応じて進めていくという考えで進めていきたいと思っておる。

橋本委員

プロローグというか、12月に言った、3月に知らせたと言うが、着地 点としての6月議会に条例として出てきたものは、その時点にいた者から してもそうなのかと。これが整理されたもので、途中経過が、たしか3月、4月、5月での条例提案という中では、えっという感じもするし、それが 結局、長期ビジョンもなくて、今回、単品でということでも、その辺が有料、無料のことは別にしても、私は理解がなかなかでき切らないものを感じるが、その辺についてどんな取り組みを環境部としてされてきたのか。3月議会のさまざまな結論が出た後、議会に、私はそうだが、ほかの方は どうかわからないが、余り積極的に情報を聞かせていただいたということ はなかったように思うが、その辺については何か取り組みはされてきたか。

長谷川公園緑地課長 3月議会の状況を踏まえて、陳情が趣旨採択されたというところを 踏まえて今まで検討を進めてきたところであるが、確かに議会の皆様につ いては、情報提供等、不足していた部分があるのは事実であるので、その 点についてはおわび申し上げたいと思う。進めるに当たっては、その辺は 注意しながら今後は進めてまいりたいと思うので、よろしくお願いできれ ばと思う。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

池田委員

今お聞きしていると、公園の駐車場の考え方として、市民サービスの向 上というところを今すごく言われていたのかなと思うが、3月議会に生活 環境常任委員会で出された資料を見ると、公共施設利用者駐車場の有料化 に関する市の考え方としてというところの資料が出されている。そこには 持続可能な行財政運営を進める趣旨から、ハード、ソフト両面における行 財政改革の取り組みを進めている、その一文が入っているが、今回、きの うか、サイドブックスに上げていただいた、多摩東公園駐車場有料化の検 討状況についてという具体的な公園の駐車場の有料化、この検討状況につ いてというところで、公園の駐車場の有料化に関する考え方といただいて いるが、それには行革という言葉がなくて、有料化については多様化する 市民ニーズに対応しというところから入っているが、この辺の3月から 6月にかけての行革というところの言葉がなくなったということは、でも、 一方で、24時間、しっかりと対応できるようなということも入っていた り、あるいは当該施設の適切な維持管理に必要な財源の確保ということも あるが、その辺の考え方の違いがあったのかどうかというところはどうな のか。

小栁行政管理課長 本市の駐車場の有料化というところで、過去から振り返らせていただくと、まず設置当初から有料だったものとしては、多摩中央公園が昭和63年から、ベルブ永山は平成6年から、アクアブルーが平成12年からというところで、こちらが設置当初というところであったかと思うが、これまで無料だったものが有料になる取り組みというところでは、根拠というのが平成18年の自治法の改正というところで、行政財産の貸し付けが拡大されたことに伴う動きであった。一部の自治体において、庁舎の駐車場等の有料化が始まったと認識している。ただ、それは庁舎が駅や観光施設に隣接しているような一部の自治体に限る動きであったと思っている。

本市の資産活用による歳入確保の取り組みとしては、まず平成26年

10月から豊ケ丘4丁目の旧道路用地の活用に始まり、その後、行財政刷新計画の中に、施設・資産の有効活用というところでの歳入確保の取り組みとして駐車場の有料化という項目が載ったというところがある。

それに引き続く動きとしては、先ほど委員からもあったが、みどりのルネッサンスの推進という観点で、29年4月からは乞田・貝取ふれあい広場の駐車場の有料化になったというところがあった。

今回取り組みを進めている駐車場の有料化というのは、先ほど長谷川課長からご説明あったが、公共施設そのものが使われていない時間帯とか、そういうときに駐車場としてご利用いただくとか、駐車場施設の利用の適正性の改善という観点で、施設の立地状況等に応じた柔軟な運営を行い、当該施設の適正な維持管理、運営に必要な財源の確保ということだけでなく、駐車場を利用なさる方、されない市民の方にとっても有益な仕組みとして有料化の導入を目指していこうとしているところである。

ただ、これまで無料であった駐車場が有料になるというところでは、なかなかご理解が得られない部分があろうかと思うので、それは施設の新設、改修、運営手法の見直しというタイミングで、駐車場有料化という原則的にはその立場に立つわけだが、施設の改修や新設のタイミングで運営できるかどうかというところを、先ほどご説明したが、施設の種別、立地状況、駐車場の態様、管理上の課題、他市の同種施設の状況とかさまざまな観点を踏まえた上で、有料化するかどうかを決め、また料金そのものとか無料時間帯というところも検討していくというのをまず市の方針で決めさせていただいたというのが昨年6月のところであった。その上で、昨年、ことしと改修を行っている多摩東公園については、今の観点で駐車場を有料化すべきかどうかということを整理させていただいてご報告させていただいたのが9月議会、12月議会の資料にあったわけだが、さらに公園全体というところで整理をさせていただいて、今回の常任委員会の協議会資料としても提出させていただいたというところが資料である。

池田委員

よくわからないが、多摩市内の公園の駐車場は基本有料化するという方 針、公園によっては有料化するかどうかは、何かに応じてではなくて、基 本有料化なのか。 小栁行政管理課長 行政管理課としては、公園に限らずというところでご説明をさせていただくが、駐車場については原則有料化という視点には立つが、例えば有料化しても台数が非常に少ないということで、有料化することによってかえって管理経費が高くなってしまうものもあるかと思うし、先ほど申し上げた有料化することによって市にとってだけということではなくて、使われる方、使われない方全てにとって有益な仕組みとなるかどうかというところを判断材料とさせていただきたいというのが基本的な方針であるので、有益なものにならない場合には有料化を導入しないとなるかと思う。

ただ、先ほど申し上げた管理上の課題というところで、仮に、赤字と言っていいのかどうかわからないが、有料化することによって経費が大きくなったとしても、それが課題の解決と結びつくのであれば導入するということも考えられると思っておる。

池田委員

基本有料化という考え方で、基本有料化なんだと。でも、ここの施設は、 先ほど言ったように台数も少なくて、有料化にはそぐわないというものな のか、初めからどっちにするか、その都度その都度考えるというのと全然 違うと思う。基本有料化、だが、ここはそぐわないという考え方と、初め から有料化するかどうかも施設によって違うという入り口が、要するに、 多摩市全体の公園あるいは公共施設の駐車場をどうしていこうかと、先ほ ど橋本委員が言ったが、その市の考え方がまちまちだと全然整合性をとれ ないと思う。例えば基本有料化だったら、例えばだが、こちらでは赤字に なるが、こっちではすごく採算がとれてペイできるのだったら全体で見て いくという考え方にもなるではないか。でも、その施設によって考えると いうのだと、一個一個やっていくとなると、市民にも説明が統一でないと いうかつかないし、入り口がどうなのかなと思って今質問しているが、考 え方としてはどちらか。

小栁行政管理課長 原則は有料化というスタンスに立つというところはご報告させていた だいているとおりであるが、ただ、今まで無料だったものが一遍に全部有 料化して、片方は赤字になるが、こっちで黒字になるからトータルでとい う判断をするのではなく、新設だとか改修といったタイミングで、個々の 施設で市民の皆様にとっても有益な仕組みとなるかどうかというところを

判断材料にさせていただきたいというのが市の方針である。

池田委員 では、多摩東公園、今回指定管理者で有料ということで、1時間は無料で次から。指定管理者にはどのぐらいの見積もりというか、駐車場でどのぐらい利益というか、施設を維持管理していくためにはというところも、 財源をしっかり確保しなければというところの中では、試算的には出ているのか。

長谷川公園緑地課長 見積もりというか試算をいただいていて、多摩東公園の駐車場の有料化による収入については、年間192万ほどの収入が見込まれるということである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員 6月議会にはこういう条例が出されたわけだが、今までも大型バイクに乗ってくる人とか、バイクのとめるところはどうなるのか。それからあと、バスの増便こそ、大きなパブリックなところに行くのに交通が不便だということはずっと出されていたが、あわせて、私は有料化は反対だが、選択肢としてきちんとバスの増便もこういうふうに解決できるとか、そういうのがなくて、こっちは有料にして機械も入れてやる、それを指定管理者にお支払いするという、そっち先行だとますます市民的に見て納得できないものになると思うが、その辺のバスの増便とか、そういう工夫はされるのか。来年4月から上がるが、それにあわせてそれはできるのか。

長谷川公園緑地課長 まず、バイクの来場者の駐車スペースについては確保させていただいて整備を進めていっているところである。

あと2点目のバスの増便というところだが、来年4月の指定管理者導入にあわせての増便は今現在では難しい状況であって、また開始して利用状況もわかってくるところもあると思うので、そうしたところを横目で見ながら、増便については検討させていただければと思っておる。

橋本委員 指定管理者のあり方にいて、まだこれからどこをどうしていくか、それ からその後の駐車場を、どこが指定管理をとるのかわからないことだが、 前のご説明でも、包括管理で、さっき具体的に出た192万を確保しなけ ればとなったときに、例えばだが、これが入ってこないというときには指 定管理料で賄うとか、そういうところまで指定管理の人とは、それが先に

あるから、何としてもやってもらわないと困ると聞こえる説明を3月のときにも聞いた。これは行革と指定管理者との2カ所同時にという、それが前提なので、その辺のところはどうなるのか。もし192万ぴったりになるかわからないが、駐車場が無料だったら、管理していただくところにそれだけのお金が入らないなら、逆に言えば、市が指定管理するお金を高くしてそれを賄うという、そういう考えなのか。

長谷川公園緑地課長 まず、駐車場運営の仕組みというものがあって、先ほどの192万というのは、あくまで利用者が実際に使ったことで支払う、年間見込まれる料金が192万ということで、それがそのまま指定管理者に入るといった、そういうスキームでは、駐車場運営事業者の事業ではないそうで、一旦、固定金額というものを定めておいて、それが指定管理者に行くようになっており、その固定金額に、月々の駐車場使用による収入が増減するので、満たなかった部分は、その部分を請求しながらとか、そんな仕組みでやるというところで伺っておる。

ただ、実際、どの駐車場運営事業者が契約するかというのはわからない ところもあるので、決まってみてその辺は検証していければと思っておる。

橋本委員

固定収入金というのは確かに決まっているとこの図面上もなっていて、それで一部業務委託を駐車場管理の人に指定管理者が払ってやるが、私の感じでは、指定管理料の支払い、利用料金と固定収入というものが固まっていても、それありきで話が進んでいて、今度、同時にスタートして、利用料金が入って固定収入も入っていかなければできないような説明があったが、それはそういうことではないと考えていいのか。それとも、包括の指定管理という概念そのものは、固定収入と指定管理料が2つ合わせたものを必ずお支払いするという形でやっていかないと指定管理の人はやってくれない、そういうものなのか。

長谷川公園緑地課長 ほかの業務もあわせて包括的に指定管理に出すので、駐車場収入の ところで満たない部分が出てきても、指定管理料全体の中で精算してやっ ていくところで検討しているところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

藤原委員 今市が前提として考えているスケジュール感を教えてください。

長谷川公園緑地課長 駐車場の有料化も含め、多摩東公園、総合体育館の指定管理者導入について、今回の議会でご承認いただけたら、7月以降、指定管理事業者の選定に入ってまいり、最終的には12月にその事業者と協定を結ぶというところまで持ってまいりたいと思う。それにあわせて、指定管理事業者が決まるので、そのことも条例に追記する必要があるので、12月議会で条例に上げさせていただいて、そこでご承認いただけたら、来年度4月の開始に向けて動いていきたいと思っておる。指定管理業者の議決である。

藤原委員 12月まで抜けているが、そこがわからないと動きようがない。12月 までどういうスケジュールなのか。その後はわかっている。そこまでが大 事。

長谷川公園緑地課長 今回ご承認いただけたら、まず事業者の募集を7月いっぱいかけて 募集をさせていただく。審査をさせていただいて、最終的に指定管理事業 者を9月中旬には決定していきたいと考えておる。11月上旬をめどに協 定を結ばせていただいて、指定管理者の指定の議決を12月議会で提案さ せていただければ、そんなスケジュールで考えておる。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

岸田委員 指定管理者を導入することによって、いいところと悪いところが出てくると思うが、それぞれ教えてください。

長谷川公園緑地課長 今回、多摩東公園は公園だが、公園内に武道館、テニスコート、陸上競技場、多くの体育施設がある。それとあわせて総合体育館も含めた指定管理者制度に出そうと考えておる。その中で、体育館はもちろん体育施設、公園についても、ほぼ体育施設が占めるものであるから、ほぼスポーツ公園といった特色がある。そうした中で、体育館とあわせて1つの事業者に体育施設運営のノウハウを持った事業者に運営をお任せすることで、これまで市でできなかったノウハウを生かした魅力的な事業をやっていただいたり、そんなところが期待できるところである。

一方で、デメリットというか想定される懸念があるとしたら、体育施設とあると同時に公園部分もあるので、その辺の体育施設と公園の管理をあわせて効率的な管理ができるのか。例えば陸上競技場の芝生の管理は公園の植栽管理と似たような部分があるかとは思うが、うまくそこら辺が効率

的に行っていけるのか、そんなところも懸念のあるところであるが、あわせてやることでうまくやっていけるのかなとは思っておる。

岸田委員 さっき出てきた、もしかしたら効率的な管理ができるのかという点では、 指定管理者の業者を選ぶのがすごく大事だと思うが、どういったところに 着目して選んでいくのか教えてください。

長谷川公園緑地課長 実際、業者を選ぶときには選定委員会を設けて、一般の外部の委員 に参画いただきながら進めていこうというところで今動いているところで ある。その中で大きな視点としては、やはり利用者サービスの向上という ところを第1に置き、運営などの効率性の向上、特に体育施設は予約があったりするので、その辺を事業を進めていくに当たり、公平性、平等性が とれた進め方ができるか。あとは、市民協働というところの推進が図れる かどうか、そんなところを中心に審査は進めていこうかと検討していると ころである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

暫時休憩する。

午後 2時01分 休憩

午後 2時03分 再開

岩永委員長 再開する。

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。 この際、暫時休憩する。

午後 2時03分 休憩

午後 2時07分 再開

岩永委員長再開する。

この際、第64号議案に対して橋本由美子委員及び池田けい子委員から、 お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、この2案を本案と あわせて議題とする。 まず、橋本由美子委員から提出された修正案について、提出者から説明を求める。

橋本委員

私は、箇所数としては2カ所、実質3カ所の修正を盛り込んでいる。皆さんにお配りした修正案の提出についての一番最後から2番目のページを見ていただくと別表という形で表が出ておるが、提案条例にも載っておるが、「別表第3多摩東公園の項中「陸上競技場」を「陸上競技場・駐車場」に改める」という内容。つまり、表上で言うと、多摩東公園のところになかった駐車場というものが加わることについては、それをなくすという提案である。

これは先ほどのやりとりの中でも、駐車場の問題については、これから 多摩市内のたくさんある公園の駐車場を考えて行く上で、きょうの答弁だ けではきちんと整理されたものとは考えられないということで、またこれ を先に有料化をするという概念も盛り込まれているということで、私はこ の駐車場をとるという修正をかけたいと思う。

もう一つは、別表5にあるみどりの家の壱の土間ということ、これは先ほど駐輪場のときにも申し上げたが、今回、さまざまな改定がされる中で値上げにつながるものについては、それの高い低い、10円とか、そういうことはあるが、それは原則どおり据え置きという形にしたいということで、730円になるべきところを720円、1時間当たり市外の方1,460円にすべきと提案されているものを据え置きの1,440円という形で、これが私の修正案である。

岩永委員長

提案理由の説明は終わった。

これより橋本由美子委員から提出された修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

次に、池田けい子委員から提出された修正案について、提出者から説明を求める。

池田委員

それでは、提出理由を申し上げたいと思う。別表第3の中の、橋本委員 と同じところだが、多摩東公園のところの「陸上競技場・駐車場」という ところの駐車場をなくすというところは同じである。

ただ、理由が、私は基本有料化という考え方に対しては賛成するところである。ただ、公園の駐車場あるいは公共施設の駐車場に関して、市の方針だったり考え方というのがこの説明でははっきりしないというところ。あと、他市のような、稲城市や国立市のような広域でまとめた形で市民にわかりやすい提示の仕方ということはしっかりと学ぶべきところもあって、検討してしっかりと、経営会議でもしっかりとこれから時間をかけてでも、有料化に対しての考え方、駐車場をどうしていくのかというのをしっかりと私は考えていただきたい。しっかりと市民にわかりやすい説明ができるような方針を立てていただきたいという応援というか後押しの意味も込めて、今回は市の提案ではのめないかなというところでは、ここを削除するということで。

あと、料金設定に関しても、一律1時間無料にして、それ以降100円ということだが、中には利用者と利用してない方の差をつけてほしいという意見もたしかあったと思う。そういった考え方についても、今のままでは市民に対しての公平だとか、説明がきちんとつくのかというところも疑問だし、料金設定についてのことも納得いかないところがあるので、今回は駐車場の削除を提案したいと思う。

岩永委員長 提案理由の説明は終わった。

これより池田けい子委員から提出された修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

以上で第64号議案に対して提出された修正案2件の質疑を終了する。 これより原案及び修正案に対する討論に入る。 意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第64号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

本案については、橋本由美子委員及び池田けい子委員からそれぞれ修正

案が提出をされており、一部共通事項があるが、表決の便宜上、これらの 修正案は別個のものとみなして採決をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認め、そのようにする。

まず、本案に対して橋本由美子委員から提出された修正案を挙手により 採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手少数である。よって本修正案は否決された。

次に、本案に対して池田けい子委員から提出された修正案を挙手により 採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手多数である。よって本修正案は可決すべきものと決した。

次に、修正部分を除く原案を挙手により採決する。修正部分を除くその 他の部分は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手 を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手多数である。よって、修正部分を除くその他の部分は原案のとおり 可決すべきものと決した。

> 日程第6、第65号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 提案の理由を申し上げさせていただく。本件については、令和2年4月 から多摩東公園内の指定管理者制度導入及び駐車場有料化実施に伴い、駐 車場の管理運営に関し必要な事項を定めるため、条例の改正を行うもので ある。

また、多摩中央公園内駐車場のみでなく、市立公園内駐車場の管理運営に関し規定することとしたことから、当該条例名を多摩市立公園内駐車場の管理運営に関する条例に改めるものである。よろしくご審議の上、ご承認を賜るようよろしくお願い申し上げる。

なお、詳細については公園緑地課長から説明をさせていただく。

長谷川公園緑地課長 それでは、私から詳細の説明をする。本日、大変申しわけなかったが、当日配付させていただいたA4判の多摩東公園駐車場有料化の検討状況という資料をごらんいただけるか。こちらの資料に沿って、まずは今回の多摩東公園駐車場有料化の検討状況の概要について説明をさせていただければと思う。

本件については、総合体育館及び体育施設、多摩東公園の指定管理者制度導入にあわせて、多摩東公園駐車場の有料化を図るものである。これについては、平成30年12月と平成31年3月の生活環境常任委員会でも検討状況を報告してまいった。それらを踏まえて、本日、最終案としてご審議いただくものである。

初めに、資料の1、公園駐車場の有料化に関する考え方の部分をお話しさせていただく。公園駐車場の有料化については、多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの維持向上を図っていくことを目的に、増設等の要望も踏まえながら、公園の施設特性、立地状況、管理のあり方、また事業採算性などを十分検討の上、近隣自治体の動向も見ながら進めていくこととする。

なお、検討に当たっては、施設の新設、改修また運営手法の見直しといったタイミングにあわせて検討していくものである。

この公園駐車場の有料化によって、公園が運営されてない時間帯についても、駐車場として利用が可能になり、公園施設の適正な維持、管理に必要な財源を確保するとともに、当該公園施設を利用されない市民にとっても有益な仕組みとなることを目指してまいる。

これを踏まえて、2点目にあるとおり、今回の多摩東公園の有料化を考えるに当たっては、武道館、陸上競技場とあわせて公園の改修を行い、駐車場も拡幅した中で、新たに指定管理者制度を導入し、駐車場の有料化を進めるものである。これにより、駐車場については駐車可能台数の増加、利用の適正化、安全性の確保、有効利用の促進を図ってまいりたいと思う。

3点目の料金体系のところである。表にあるとおり、一般利用者については最初の1時間までを無料として、以降は1時間ごとに100円という体系で考えておる。体育施設の利用者が多いという状況もあるので、施設

利用時間単位も踏まえつつ、かつわかりやすい料金設定を意識した中での 料金体系とさせていただいておる。

なお、障害をお持ちの方、またその方の付き添いの方に対しては免除と してまいる。

続いて、4点目の運営時間帯のところであるが、各施設の運営時間については、表の左側のとおりにあるが、駐車場については24時間運営とする。これによって、現状見受けられるような近隣に用事がある際の駐車や尾根幹線でのロードバイク利用での駐車など、施設以外での利用目的でも時間を問わず利用が可能となり、施設が稼働してない時間帯での駐車場の有効活用を促進してまいる。

最後に、5点目の今後のスケジュール案についてだが、今回ご承認いただけたら、来月以降、順次周知、広報を図り、来年4月の運用開始を予定しておる。

なお、資料の2ページ目に、図を参考で載せさせていただいているが、こちらは公園施設の整備改修の計画である多摩市公園施設長寿命化計画策定時の意見交換会で出た意見の一覧をつけさせていただいておる。下から2つ目の表のところに、便益施設に関する意見の1点目にあるとおり、特に運動施設のあるところなど駐車場を拡張していってもらいたいといった意見があった。ほかにもさまざまな意見が出ているところであるが、表の下に、米印のところで、最終的な公園のタイプは地域ごとに更新を行っていく際に、ニーズを把握して設定していくこととしておる。このように、公園改修に当たっては多様な意見がある中で、駐車場の要望もあれば、それも含めて公園のあり方を市民の皆さんと意見交換させていただきながら進めていくものである。

以上がこの資料の説明になるが、こうした概要を踏まえて、条例の改正 内容についてだが、本条例はもともと多摩中央公園の駐車場の管理運営に 関する条例ということで、これを多摩市立公園内駐車場の管理運営に関す る条例ということで改正して、その対象の公園として、既にある多摩中央 公園、そこに今回の多摩東公園を追加して規定するものである。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第65号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手なしである。よって本案は否決すべきものと決した。

それでは、日程第7、第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、第62号議案 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、第59号議案から第62号議案までの4案件について 一括して説明させていただく。

本市の公共施設の使用料については、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に基づき定めるものとし、また4年ごとに使用料の改定を行うこととしておる。今回の改定は、前回の改定から4年となる令和2年4月1日以後の使用または利用から適用するものである。

主な改正内容は、第59号議案の地区市民ホール及び第60号議案のコミュニティ会館の使用については、基本方針に基づき算出した金額で改定するものである。

第60号議案のコミュニティセンター及びその附帯設備、第61号議案 の消費生活センター、第62号議案のTAMA女性センターの使用料につ いては、基本方針に基づき算出した金額をもとに、今後予定される施設の 大規模改修に伴う使用料の変動要素を考慮し、改定を行うものである。

なお、第60号議案のコミュニティセンターのコミュニティルームの使

用に関しては、3月の常任委員会等で説明をしておったが、その説明内容に一部修正があったので、この部分について改めて麻生コミュニティ・生活課長から説明をさせていただきたいと思う。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、ご説明申し上げる。資料は、お手元の令和2年 4月以降のコミュニティルーム改定使用料について、こちらの資料をご確 認ください。

これまでの経過と修正ということでまとめさせていただいた。コミュニティルーム改定使用料については、市民の皆様にとってわかりやすいものということで、これまで規則で定める各部屋の使用区分ごとの改定使用料、こちらを算出してご説明を申し上げてきた。コミュニティセンター及びコミュニティ会館の使用料、こちらについては、本来、条例において1部屋ごとの1時間当たりの単価を定め、その後に規則上で1時間当たりの単価に使用時間を掛けてお部屋ごとの区分の料金を定めるということになっておる。今回、改めて条例改正をするというところで再計算させていただいたところ、その結果、各部屋の使用料に端数調整が生じた。そのことにより10円増減するお部屋が出てまいったので、その分は修正をさせていただきたいと思う。

次ページに、コミュニティセンター・コミュニティ会館条例改正(案)ということで一覧がある。こちらが条例で改正をしたい金額である。その次に、コミュニティセンター・コミュニティ会館3月議会報告時と改定案との比較という表が出てまいる。こちらでご確認をいただきたいが、まず一番上の関戸・一ノ宮コミュニティセンター第1会議室の一番上の欄をごらんください。表を追っていくと真ん中あたりに改定案、平成30年度12月、3月時点での改定案、ここは1,110円という金額が載っておる。今回、再計算したところ、最終案としては1,100円になるということで10円の値下げが行われるということである。こういった計算をもとに、最終案として本日お配りさせていただいた施設別施設使用料改定案、こちら第59号議案から第64号議案まで一括してまとめられている表で、修正後の反映をして今回お示しをさせていただいておる。

今回ご審議いただいてお認めいただいた場合には、令和2年4月1日の

使用より適用させていただきたいと考えているところである。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

暫時休憩する。

午後 2時29分 休憩

午後 2時29分 再開

岩永委員長 再開する。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第59号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 59号議案について、私は今までの態度、お示ししてきたが、今回については、この議案については否決の立場である。表を見ていただいてもおわかりのように、59号議案に載っている地区市民ホールは、今回の検討の結果、10円及び20円の値上げが生じるということになっており、これは豊ケ丘地区市民ホール、諏訪地区市民ホール、東寺方地区市民ホール、みんな同じように出てまいる。ということで、私は否決する。

岩永委員長ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。 よって、これより第59号議案 多摩市立地区市民ホール条例の一部を改 正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきもの とすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、第60号議案に対して橋本由美子委員よりお手元に配付したと おり、修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提 出者より提案理由の説明を求める。 橋本委員 60号議案については、コミュニティセンターについては、再計算をしても上がるところはないが、三方の森コミュニティ会館においては変化があるということで、これを据え置きということが60号議案に関する修正案である。

岩永委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第60号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出をされた修正案を挙手により採決する。本修正 案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手少数である。よって修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

この際、第61号議案に対して橋本由美子委員よりお手元に配付したと おり、修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提 出者より提案理由の説明を求める。

橋本委員 考え方は今までお話ししたのと同じである。具体的に言うと、講座室の 午前中は据え置き状態だが、そのほか、午後、夜間、全日が変わってくる ので、ここにおいて値上げにならないような修正をかけたものである。よ ろしくご審議ください。

岩永委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第61号議案 多摩市消費生活センター条例の一部を改正する 条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出をされた修正案を挙手により採決する。本修正 案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手少数である。よって修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。 これより第62号議案に対する討論に入る。 意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第62号議案 多摩市立TAMA女性センター条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第11、第66号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、第66号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明する。本条例は本年10月1日施行の消費税法及び地方税法の改正により、下水道使用料に課税される消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、これを12月の下水道使用料から適用するため、多摩市下水道条例の一部を改正するというものである。よろしくご

審議の上、ご承認賜るようよろしくお願いする。

詳しい説明については楢島下水道課長から差し上げる。

楢島下水道課長 それでは、多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、詳細にご説明を申し上げる。

10月1日から施行される消費税法の改正、こちらによって下水道料金 も10%の引き上げということになる。これに伴って新消費税率の適用の 経過措置を行うため、下水道条例の一部を改正するものである。

今回の新消費税率等の適用については、平成26年の改正時と同様の措置としており、水道料金徴収の扱いとあわせて12月分の下水道使用料から新消費税率の適用を行うものである。

新税率の適用時期であるが、下水道使用料については2カ月ごとに検針と請求を行っており、偶数月、奇数月検針の2パターンがある。この偶数月、奇数月検針それぞれの下水道使用料に適用する時期を水道料金と同様に資料に示しておる表のとおりとするものである。

表の説明をする。こちらの表にお示ししているとおり、偶数月検針と奇数月検針それぞれにおいて10月以前から継続使用されているお客様と10月以降から使用を開始するお客様それぞれが存在する。いずれのお客様に対しても税率適用時期を同一となるよう、12月分から徴収する料金に新税率を適用することとしておる。

また、本経過措置については、26市町が同様の措置を行っていると伺っておる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 この新税率適用時期というのを見させていただきながらだが、普通一般的に10月1日から、もしこのままいって8%から10%になったときには、その日から物に10%、1割のお金がかかるが、下水道料金そのものには8%の時期もあると解釈していいのかどうか。

楢島下水道課長 今回の税改正において、国税庁から示されている電気料金等の光熱水費 の経過措置ということで、継続使用されている方については、10月以降 も検針日までは8%という取り扱いになっておる。今回の下水道条例の改 正については、偶数月、奇数月によって適用時期に差が出てきてしまうというところもあって、東京都水道局では、その辺を統一するということで 12月分から適用するという措置をされているところである。

橋本委員 そういうところで足並みをそろえる。光熱水費と言われるものについては、先ほど立ち返ってみると、一定8%の時期があるという解釈かと思うが、多摩市の下水道会計のところで見ると、今年度、皆さんからもらう下水道使用料というのは23億6,000万程度が予定額として計上されている。これは当然、当初も10月から10%というのを見越しているのかどうかというところが1点。この中において、多摩市の消費税2%分に相応するのは大体幾らくらいと考えたらよろしいかお答えください。

楢島下水道課長 下水道使用料の収入である。今おっしゃっておったとおり、23億6,000万程度、今年度予算額として収益的収入で見込んでおる。新消費税率、今回の改正で12月分からの収入として見込んでおるので、今年度は4カ月分を2%分として増税分として見込んでおり、この23億6,000万の中に約2%分の1,400万円程度を予算の中で見込んでいるところである。

橋本委員 そのほかに雨水処理の負担金、これは公がお金も出してやっていただく、 下水だが、これについてはどのように整理されているのかについてもお答 えください。

楢島下水道課長 雨水処理負担金である。一般会計からの繰入金というところで、こちらの繰入金を財源とした支出に対しては、納付額から控除はされないというところなので、消費税としてこの繰入金の中からお支払いしていくことになってまいる。

今年度については2億3,000万ほど予算計上させていただいており、ただ、この2億3,000万の中から半分が8%、半分が10%ということではなく、中には非課税のものもあるので、そういったものももろもろ計算して、現段階でお示しできないところであるが、平成29年度の決算の中では1,400万程度お支払いしている状態である。

橋本委員 では、もう一つの本体の下水道使用料だが、つまり、12分の4、3分の1で1,400万円くらい市民負担がふえるということは、来年度、

2020年度の1年を通してのことでは、四千数百万円、負担は1年間を 通してふえると考えてよろしいか。

楢島下水道課長 こちらが4カ月分であるので、単純に3倍ということだと約4,000万 程度かかってくるというところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。 これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 ずっと前段から申し上げているとおり、否決の立場だが、これが修正できないのはさまざま、東京都の上水、下水あわせた形と、本体に対する外税的なかけ方なので修正は出してないが、考えると1世帯当たり600円、それは家族の構成人員などによって全然変わってくるが、そういう負担増になっていくということが今のやりとりの中でも明らかになったところなので、私としては今回は否決の立場をとらせていただく。

岩永委員長ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。 よって、これより第66号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例 の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすること に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。 この際暫時休憩する。

午後 2時48分 休憩

(協議会)

午後 2時48分 再開

岩永委員長 ここで協議会に切りかえる。

それでは、協議会だが、関連するものはまとめて説明をしていただいて 質疑ということにさせていただければと思っている。

それでは、協議会の1番目、連光寺複合施設大規模改修の進捗状況についてから、協議会3番、コミュニティセンター指定管理者制度更新についてまでについて市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、案件1から3について一括して説明をさせていただく。

まず、案件1及び2だが、12月議会常任委員会で連光寺複合施設等及びコミュニティセンターの大規模改修に当たっての市の基本的な考え方についてご説明をさせていただき、3月議会でも常任委員会ではその基本的な考え方に基づいて連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修に向けた地域住民の方々や運営協議会の皆さんとの話し合いの状況についてご報告をさせていただいたところである。

本日は、連光寺複合施設大規模改修に関する地域の皆さん等との話し合いの状況、そして鶴牧・落合・南野コミュニティセンターでは運営協議会等との最終的な調整の上取りまとめられた改修内容案についてご報告をさせていただくものである。

続いて、案件3だが、令和元年度末で指定管理期間を終了するコミュニ ティセンター9館における更新の基本的な考え方及びスケジュールについ てご報告をさせていただくものである。

以上、3件について麻生コミュニティ・生活課長から説明させていただく。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、連光寺複合施設の大規模改修の進捗状況からご 報告をさせていただきたいと思う。こちらについては、今までも当委員会 のほうにご説明をさせていただいた。これまでに市としての大規模改修に 当たっての基本的な考え方、こういったものをつくって市民との調整をさせていただいているところである。その中には、老人福祉館のB型館、こういったものは廃止し、今後コミュニティ会館として整備していく、こう

いったものも含まれているところである。

メンバーとしては、資料に記載があるとおり、地元の自治会や利用者、 それから聖ヶ丘コミュニティセンターの運営協議会の皆さん等々と一緒に 懇談会を開催させていただいた。これまでに5回ほど開催をさせていただ き、特に3回目以降のところ、これまでの会議での経過の説明とかアンケ ートの中間報告、4回目では具体的な改修のイメージ、5回目ではコンセ プトの概要、こういったところのご議論もいただいているところである。

裏面にいって、改修に当たってのコンセプト、懇談会でのコンセプトと しては、「だれもが、いつでも、気軽に利用できる館~歴史ある連光寺」、 こういったコンセプトで改修を進めていきたいというご意見をいただいて いる。

また、改修に当たっての主な要望・意見だが、例えばエレベーターを設置してほしい、建物の入り口付近にラウンジが欲しい、下足のまま使えるようにしてほしい、お茶がたてられるような和室が欲しい、こういった内容のご意見を伺っているところである。

今後の予定だが、次回、6月30日になるが、ここで会議を開催し、整備する内容等について取りまとめを行っていきたいと思っている。

また、今後も随時必要に応じて開催し、整備後の管理運営、こういったところについても話し合いをしていきたいと考えているところである。

なお、併設される連光寺児童館、改修中の児童館については代替施設で の運営を検討しており、代替として可能な施設を現在模索しているところ である。

なお、児童館の利用者ワークショップを児童館主催で6月1日に開催を させていただいた。

連光寺複合施設については以上である。

続いて、鶴牧・落合・南野コミュニティセンター大規模改修状況についてご説明をさせていただく。

こちらも、市としての基本的な考え方を踏まえて、運営協議会、利用者、 地域住民、それから児童館の利用者アンケート、そういったところを踏ま えて意見を取りまとめてきた。運営協議会から改修に当たっての主な要 望・意見というところでは、基本的には明るく開放的な室内に改修したい。 子どもから高齢者まで、個人でも利用できる居場所をつくりたい。多くの 人に利用される施設にしたい。こういったところを基本的な考え方として 改修に進めていきたいというご意見をいただいている。

主な改修に当たっての要望・意見、こちらにも示させていただいたが、まず1階、児童館部分。こちらは遊戯室のじゅうたんをフローリングにしたい。授乳室のパーティションを改善したい、そういったご意見をいただいている。2階の部分については、サロンの喫茶コーナーや壁を撤去して解放感あるスペースにしたい。2階の旧浴室をスタッフの事務室とか協議会の控え室にしたい。それから談話室、和室、これを誰もが使えるようなフリースペース、または学習コーナーにしていきたい。こういったところのご意見をいただいている。市としては、こういったご意見を踏まえて、下の表のとおり、改修の視点をもって改修を検討していきたいと考えている。改修後30年を使用していくことを前提とした改修ということで、省エネ、バリアフリー化など、こういったものを全館通じてやっていきたいと思う。

2番目については、健幸まちづくりの観点で出かけることが楽しくなる、 市民のつながりを育む施設改修ということで、誰もが使えるフリースペース、学習コーナー、こういったものを検討していきたい。

それから、将来の機能変更にも対応可能な工夫。例えば、今後地域包括とか子育て支援とか相談とか、そういった地域でのご要望、そういったものにも対応できるようなスペースを工事の中で確保していきたいという内容である。

4番目、子育て設備・機能の充実。授乳室や児童館入り口扉、こういったところの改善をしていきたいと考えている。

その他、安全の確保、防犯カメラの増設等々を考えているところである。

今後のスケジュールだが、8月に利用者、地域住民への市民説明会を開催する予定である。その後、工事だが、本年の9月から令和2年11月にかけて基本設計、実施設計を行いたいと思っている。工事については、令和3年4月から令和4年1月ぐらいを今予定している。その後、工事完了

後に開館の準備をして、一部部分開館が令和3年度中にできるかもしれない。グランドオープンは令和4年4月を考えているところである。

なお、休館中の運営協議会については、休館中を含む期間、令和2年4月 1日から令和5年3月31日までを指定管理者とすることとなっている。 休館中も、運営協議会の活動拠点、それから活動内容については今後調整 を行いたいと考えている。また、休館中の児童館については、西落合小学 校内で実施する予定である。

先ほど申し上げた改修の中で、本改修案をもとに、今後市民説明会を経て基本設計、実施設計に着手する予定だが、基本設計の中で工事費や運営 方法を確認して、改修内容についても精査をしていく予定である。

続いて、コミュニティセンター指定管理者制度の更新についてである。 先ほど部長よりご説明させていただいたが、今期の指定管理については令 和元年度で期限が切れると。それに伴う更新である。期間としては、令和 2年4月1日から令和5年3月31日までの3カ年である。

この本期間中、大規模改修を行う館が幾つかあるが、この間も、館の運営は指定管理で行っていただく予定である。

今後の予定については、資料のとおりである。

説明については以上である。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑については、まとめて3番までは1つずつ やっていきたい、よろしくお願いする。

> まず、協議会の1番目、連光寺複合施設大規模改修の進捗状況について に対する質疑はあるか。

> > (「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次の2番目、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修(案) について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてもこれで終わる。

3番目、コミュニティセンター指定管理者制度更新について質疑はあるか。

橋本委員 私が前に生活環境常任委員会に所属していたころもそうだったが、運営 協議会のメンバーの高齢化もあって、なかなか地域の力では支えきれない のでという声がかなり寄せられた時代もあったが、これは来年からの見通 しがその辺ではついているということで理解してよろしいのか。

麻生コミュニティ・生活課長 地域の運営協議会の皆様とお話し合いをさせていただいた。 これまでも何とか運営協議会の皆さんは頑張ってきた。その中で、今後3年間についても自分たち頑張っていきたい、なので、これを受けたいという ことでお返事をいただいている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、暫時休憩する。再開は15時20分とする。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

次に、協議会4番、公共交通の再編に関する報告会の開催について、市 側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会番号の4番から8番まで、こちらについて都市整備部の所管と なる。よろしくお願いする。

> また、8番の後ということで、次第のほうにないが、ロ頭にはなるが、 1件、小田急多摩線の延伸のことについてご報告をさせていただきたいと 存ずる。

> それでは、早速4番、公共交通の再編に関する報告会の開催についてということで、渡邊交通対策担当課長のほうからご説明をさせていただく。 よろしくお願いする。

渡邊交通対策担当課長 それでは、公共交通の再編に関する報告会の開催についてという 形でご説明さしあげる。

サイドブックスのほうにも入れさせていただいたが、本年7月11日より市内8カ所で公共交通の再編に関する報告会を開催したいと思っている。

それから9月の下旬には、土曜、日曜という形で、関戸公民館においてオープンハウスを開催したいと考えている。

この内容についてだが、昨年1年間多摩市地域公共交通再編実施計画の 策定作業に着手してきた。そしてその中で、昨年は8月から1月までの数 カ月かけて、市内8カ所、事務局のほうでお邪魔させていただいて、各地 域で課題になっている移動に関する課題、問題等のご意見を各地域でいた だいてきたところである。そのいただいた意見を、今、事務局のほうで可 視化、要はお言葉でいただいてしまっているので、それを図示できるよう に今最後の詰めを行っているところだ。図示できるものができた状態で、 今年度、7月11日より各地区のほうで市内全域の交通網、住民の方たち がこういうものをというお言葉でいただいた意見を見える形にしたものを ご提示しながら報告会をやっていきたいと思っている。今、ご説明したと おり、これはあくまでも計画決定ではなく、皆さんの意見だとこうなると いうものを1度お出しさせていただいて、その上で、いやいや、そうじゃ ないんだよとか、これでいいんだよという確認、ご意見も含めて意見聴取 をしていきたい。それが終了次第、市内で全部終わったら、事務局のほう、 それから交通事業者と一緒になって、それを事業化に向けて課題とかをク リアしていくという形をとっていきたいと思っているので、今回の報告会 については、昨年いただいた意見を見える化し、住民に提示をし、ご意見 をいただくということを考えている。その日程を参考資料という形でお出 しさせていただいているという内容になっている。

よろしくお願いする。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 昨年いただいたご意見、たくさんあったとあるが、昨年、何回やって、 そこの会場には何人いてというような、その内容についてお聞かせ願う。

渡邊交通対策担当課長 昨年は、市内8地域各1回ずつで、合計8回開催させていただいた。ワークショップ、オープンハウスという2種類で同日で開催している。 オープンハウスについては16時から21時、それからワークショップについては19時から21時という形で開催させていただいている。

オープンハウスのほうについては、全8カ所で80名強の方にご参加い

ただいている。それからワークショップのほうには50名強の方にご参画 いただいているので、全部で130名を超える人数の方にご参加いただい たという形でやらせていただいた。

池田委員

ワークショップに関しては、夜だったということで、私も何カ所かのぞかせていただいたが、非常に少ない、1名、2名というところもあったかと思う。夜というところの中では、本当に不便を感じている方たちが来るのかという、ご意見いただけるのかというような、私は率直な意見が、思いがあったので、去年集めた意見だけをもって市民の大多数の意見だとは、ちょっとそこはどうなのかなという気持ちもあるので、その辺はどう思われているのかということを伺いたいと思う。

渡邊交通対策担当課長 確かにオープンハウスが16時から、それからワークショップが19時からということだったが、基本的には、いきなり開催したわけではなく、短くとも2週間前、長ければ1カ月弱前に各自治会のほうにも管理組合のほうにもお話しさせていただいて、お口添え、ご協力、ご支援を仰いだところである。中には、当日、その時間だと行かれないので、行かれる方にご意見を託してご意見を伝えられた方もいらっしゃるのも事実である。そういうところも踏まえて、今年度は、先ほど言ったように9月下旬の土日のところで、ここで10時から16時という形でオープンハウスもやる。各地域のほうで全時間帯やれれば、それは確かにベストだと思うが、やはり会場の都合であったり物理的なところで人員体制等いろいろ踏まえた中で最大限できるところ、それから土日については、場所を桜ヶ丘と選ばせていただいているのも、桜ヶ丘であれば市内からバス1本で基本的には来られる駅というところもあるので、お足をお運びいただくときにも、ここであれば、ほかの地域よりはまだいいのかというところで、極力意見を集めていきたいと思っている。

また、計画策定という段になった場合には、パブリックコメント等もやるので、1度で決めるということではないことでやらせていただいている。今回も、住民からいただいた意見を一旦お返しする。それで意見もいただき、計画策定し、パブリックコメントをやりという形で、幾つかしっかり経てやっていきたいと思っているので、そのあたりでカバーをしていきた

いと考えている。

藤原委員

1つは、今と全く同じ意見で、我々政治にかかわるものも、今、この時間に、例えば市政報告会とか組んだら怒られる。まず来ない。交通に不便を感じておられる方は、どちらかというと高齢者の方が多いから、むしろ私たちも行けなくなる可能性があるが、時間を考えたほうがいいんじゃないかと思うのが1つ。

もう1つは、去年、課長にもご協力いただいて、私が住んでいる場所でも2回ほどやったが、地域性によって随分ご意見も違うと思う。報告をするに当たって、ある程度地域性に合った報告もその都度やっていくのかどうなのかということの2つをお聞きしたいと思う。

渡邊交通対策担当課長 時間帯のほうについては、確かにそういうご意見をいただくが、

会場の都合とか、今押さえられているのがこの時間帯でしかないということなので、今は厳しいかなと思っているところである。

あと、ご意見のほうだが、地域に合わせた報告というよりは、地域からいただいた意見を可視化したものを報告させていただくので、地域ごとに変わっていくと思っている。なので、各報告会のときには、まず、全エリアのご説明はさせていただこうかと思っている。桜ヶ丘だから桜ヶ丘だけとか、例えばニュータウンだからニュータウンだけの話ではなく、全市域のことをご説明させていただいて、当該地域に一番影響があるところには少しウエートをかけてご説明をさせていただければと。ご説明というより、皆さんからいただいた意見はこんなのでよろしいかという確認みたいなものだが、そういう形でやっていきたいと考えている。

藤原委員 説明の仕方についてはわかった。時間帯に関しては、少し考えたほうが いいかなと。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会5番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び協議会6番、都営住宅建てかえの進捗状況についての市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてご

報告をさせていただく。

まず、経過についてである。前回の委員会でもご報告をさせていただいているが、平成31年2月4日に多摩ニュータウン再生プロジェクト第6回シンポジウムをパルテノン多摩で開催した。このシンポジウムでは、東京藝術大学美術学部建築科准教授、藤村龍至氏に基調講演をいただくほか、パネルディスカッションを行った。特に、今回は永山駅周辺の再構築について全4回の市民ワークショップで取りまとめた永山駅周辺再構築ビジョンについて市民より意見を発表していただいた。

平成31年3月8日には、一昨年より開催している永山駅周辺の地権者による永山駅周辺拠点勉強会を開催し、その中で永山駅周辺再構築ビジョンの報告を行っている。

次に、今後の予定である。多摩市ニュータウン再生推進会議は、今年度 3回の会議開催を予定している。第1回は8月27日の火曜日、15時からパルテノン多摩で行う予定である。第2回が11月、第3回は、年が明けて令和2年の2月に開催をする予定である。

本年度は、昨年度に検討した多摩ニュータウンの将来都市構造の検討経 過を踏まえ、多摩市ニュータウン区域の全体計画を引き続き検討テーマと し、検討内容やご議論いただく内容次第となるが、多摩市ニュータウン再 生推進会議から市長への提言としてまとめることを目標としている。

また、永山駅周辺再構築に向けては、今年度、具体的な再構築手法に関 しコンサルタントのほうに委託をして検討してまいる。この検討の成果は、 再構築手法を決めるものではなく、永山駅周辺にどのような手法を用いて 再構築が実現できるかを探っていくことと、永山駅周辺の拠点勉強会にお いて合意形成を進めていくための基礎資料として活用してまいる予定であ る。

最後に、多摩ニュータウン再生プロジェクト第7回のシンポジウムである。令和2年2月11日の建国記念の日に、パルテノン多摩小ホールで開催をする予定である。

その他として、UR都市機構の住棟及び近隣センター内の旧スーパー除却工事についてご報告をさせていただく。

UR都市機構では、諏訪団地、永山団地内の耐震補強が困難な高層住棟 4棟の除却工事及び諏訪近隣センター内のスーパーに使用していた店舗専 用建築物の工事が6月中旬より順次開始されていると伺っている。実施期 間は令和2年の7月下旬までと伺っている。

続いて、6の都営住宅の建てかえの進捗状況についてご報告をさせてい ただく。

まず、諏訪団地についてである。移転先の旧西永山中学校跡地に建設中の都営住宅について、現在、東京都に外構工事を実施しており、入居は令和元年秋の見通しとなっている。また、この都営住宅に合築している西永山福祉施設については、現在、市による内装設備等の工事を実施しているところである。この都営住宅の移転する方を対象に部屋決めの抽選会が予定されていて、抽選会は居住人数別に7月5日金曜日に諏訪地区市民ホールと、6日の土曜日に諏訪中学校体育館においてそれぞれ開催される予定である。

次に、旧中諏訪小グラウンド跡地についてである。4月中旬に近隣への 工事説明が行われて、工事が着手されている。令和3年度完了予定となっ ている。

諏訪4-1の第2期エリアにつきましては、第二期工事に係る平成 30年度基本設計が終了している。準備が整い次第、実施設計に着手され るという予定である。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地に 建設される都営住宅については、平成31年2月から令和元年度にかけて 順次契約予定となっている。

中沢一丁目東京都用地については、昨年度より敷地の造成工事が行われ、 現在、東京都により建設工事が実施されている。令和2年度の完了見込み となっている。

以上、雑駁(ざっぱく)ではあるが、多摩ニュータウン再生並びに都営 住宅の建てかえについてご報告を申し上げる。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会の6番目、都営住宅建てかえの進捗状況について質疑は あるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会7番、特定生産緑地の指定手続の説明会について及び協議会8番、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村~多摩市聖ヶ丘五丁目)建設事業の計画段階環境影響評価手続を開始しましたの市側の説明を求める。

飯島都市計画課長 それでは、協議会の7番及び8番についてご報告させていただく。

まず、特定生産緑地の指定手続の説明会についてということだ。資料を ごらんいただければと思う。右肩のところに生活環境常任委員会協議会資料ということで、市民経済部経済観光課、それから都市整備部都市計画課 ということで並べて記載させていただいている。本件は、農業委員会の事 務局である経済観光課からも同じ資料を用いて総務常任委員会でもご報告 させていただいているので、ご承知おきいただきたいと存ずる。

それでは、資料に沿ってご説明させていただく。

まず、1番の背景といったところだが、ご案内のとおり、生産緑地は都市計画決定から30年経過する日、申出基準日ということだが、これ以降、所有者が市町村長に対していつでも買い取り申し出が可能となる。そうすると、都市計画上、非常に不安定な状況になるということがあって、平成30年4月の生産緑地法の改正施行によって、市町村長は所有者を初めとする農地等利害関係人の同意を得て生産緑地を特定生産緑地に指定するということができ、また買い取り申し出時期の10年延長、あわせて従来適用されてきた固定資産税等に対する税制特例措置等の継続が可能となっている。

多摩市においては、令和4年に8割以上の生産緑地が申出基準日を迎えるということがあって、令和2年度からの指定を開始すべく、30年度から特定生産緑地制度の概要の周知を説明会の開催等を通じて行ってきた。

今回の目的としては、令和2年度から特定生産緑地の指定を開始するに当たって、本年度から生産緑地の所有者の指定申請を受け付けるため、その指定手続について説明会を開催するものである。

対象となるのは、生産緑地の農地等利害関係人及びその家族ということで、現在、特定生産緑地制度の概要、これは昨年度ご説明しているが、おさらいということ、それから特定生産緑地にかかわる税の関係、それから指定要件、指定の申請方法、またあわせて都市農地の貸借についてもご説明させていただきたいと内容としては考えている。

日時・会場だが、3回予定している。8月1日(木)10時から、8月9日(金)18時30分から、8月19日(月)14時から、午前、夜間、午後ということで3回を予定している。会場は、いずれも市役所の西の第1から第3の会議室ということで、周知の方法については、実は5月24日に所有者の方全員に説明会のお知らせのほうを郵送させていただいている。また、多摩広報7月5日号、公式ホームページでもご案内する予定となっている。

その他として、今回の説明会については、昨年度と同様、都市計画課、 それから農業委員会の事務局である経済観光課、それから課税課が連携し て行う予定になっている。

続いて、南多摩尾根幹線、稲城市百村から聖ヶ丘五丁目間の環境影響評価についてである。

こちらのほうも、資料をごらんいただければと思う。去る5月30日に 東京都から情報提供があって、既にサイドブックスにもアップさせていた だいているが、この南多摩尾根幹線の環境影響評価について東京都が開始 したということでご報告させていただく。

資料をごらん願う。まず、東京都の環境影響評価条例に基づく評価の対象ということで、特例環境配慮書というものが取りまとめられ、複数の案がここで示されているので、都民の皆さんのご意見を伺いながら1案に決定し、あわせて都市計画変更手続を進め、早期の実現を目指すということで伺っている。

事業の概要だが、A案とB案ということでトンネル内のところで2案示

されている。車線数については、本線往復4車線ということで、A案がこれまでの都市計画の位置とした案である。B案については、規定都市計画の位置より南側とした案ということで、ここではお示しがされていた。工事期間については、令和3年度から令和11年度までを予定しているということで、この特例環境配慮書の閲覧・縦覧についても、環境政策課長のほうからご説明させていただくので、よろしくお願いする。

佐藤環境政策課長 では、続いて、東京都環境影響評価条例に基づく手続についても、来 月から特例環境配慮書の縦覧・閲覧が開始されるので、そのお知らせにつ いて環境政策課のほうからご説明をする。

まず、本件だが、縦覧・閲覧、この内容については、先週末に東京都環境局から通知をいただいた。資料のほうは、その後、追加資料として示されているかと思う。そちらの資料、事前配付が間に合わず、昨日サイドブックスのほうにアップさせていただいたこと、お詫び申し上げる。

まず、この制度の目的について簡単に説明をする。東京都では、東京都環境影響評価条例の中で鉄道だとか高速道路、そういったものの建設、26の事業の種類と規模を環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの対象として定めている。環境アセスメントとは、大規模な開発事業などを実施する際に、事業者があらかじめその事業が環境に与える影響を予測評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聞くとともに、専門的立場からその内容を審査することによって事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいう。

今回の事業を予定している区間は4車線かつ2キロメートルを超えることから、東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価の手続きの対象となる。これは、複数の対象計画の案を作成し、計画立案の段階から環境保全について配慮するものである。

では、資料の説明に移る。

A4、1枚もの、追加資料となるものである。1番目、縦覧及び閲覧の期間は来月7月29日(月)から8月27日(火)までの30日間となる。

次に、2番目、縦覧及び閲覧の場所と時間だが、こちらの表のとおり、 東京都では都庁と立川合同庁舎にある東京都多摩環境事務所、多摩市役所 では東庁舎1階の環境政策課、あと第2庁舎1階の行政資料室、市内では 多摩センター出張所、永山公民館、関戸公民館、そして市内各図書館で、 時間はごらんの開庁時間となる。また、都内では、稲城市内でも行う予定 となっている。

次に、3番目、意見書の提出期間である。期間は、7月29日(月)から9月11日(水)までだ。縦覧・閲覧期間よりも終わりが15日間長く設定されている。特例環境配慮書をごらんいただき、環境保全の見地から意見を述べることができる。意見書の提出先は、4番目に記載のとおり、東京都環境局総務部環境政策課となる。なお、この内容は、市民の皆さんについては7月20日号の多摩広報及び同日に公式ホームページでお知らせを行う予定となっている。

裏面をごらん願う。全体の流れをフローに示している。右側の環境影響評価の枠、上のほうに太い黒の枠に白抜きの文字で特例環境配慮書の公示・縦覧という部分が今日の説明の部分になる。縦覧・閲覧後の流れとしては、提出された市民と市からの意見を受けて、事業者は見解書を作成し、縦覧・閲覧を行う。その後、都民の意見を聴く会が開かれて、それらの意見は環境影響評価審議会に送付される。答申を受けた後、複数案から1案を選定し、環境影響評価書として取りまとめる。あわせて、都市計画変更の手続きとして都市計画案の公告・縦覧後、都市計画審議会への付議を経て都市計画変更が決定する。これらの手続きを経た後、事業概要を市民に説明してから工事が着手される流れとなる。

説明は以上である。

飯島都市計画課長 それから、尾根幹線については、唐木田区間について4月に4車線化の供用が開始されている。既にこちらもサイドブックスにアップさせていただいているが、東京都がこの唐木田区間の歩道改修及び電線共同溝設置工事の説明会というのを唐木田菖蒲館で7月5日に午後7時から開催する予定と伺っているので、あわせてご報告させていただく。

それから最後に、ロ頭で恐縮だが、小田急多摩線の延伸の動きについて ご報告させていただく。

5月29日、一部の新聞報道、これは地方紙だが、小田急多摩線延伸計

画について多摩市が整備費用の一部を負担することを同意しているかのようにとられかねない表現があった。こちらも、議会事務局のほうにお願い して、議員の皆様にはご連絡させていただいたところである。

小田急多摩線の延伸については、関係者会議、これは学識、交通事業者、 国土交通省、関係自治体等で構成していて、事務局は町田市、相模原市で あるが、こちらの関係者会議において調査研究のまとめが公表されたとこ ろであって、事業手法については全線一括整備、または段階的整備、どち らを選択するとかということの判断は行っていない。関係者が事業参画を 判断するための検討というのはこれからの段階という状況であるので、当 然、費用負担のあり方、また今後のスケジュールの検討など、現時点では 何も決まっていない。その決定時期も未定である。

多摩市としては、相模原市に対して新聞社への是正措置等を求めている ところである。

なお、今後、小田急多摩線延伸に関する準備会が開催されると伺っているが、この対応について、現在、庁内で検討を行っているところである。

本件については、適宜また情報提供させていただきたいと思っているので、今後ともよろしくお願いする。

岩永委員長 市側の説明は終わった。

それでは、協議会の7番目、特定生産緑地の指定手続の説明会について、 質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

続いて、協議会の8番目、南多摩尾根幹線建設事業の計画段階環境影響 評価手続の件について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

引き続き、追加案件になるが、小田急多摩線の延伸について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、本件についてはこれで終わりたいと思う。

それでは、協議会の9番目、電動キックボードの実証実験について、それから協議会の10番目、多摩中央公園改修基本方針の策定について、市側の説明を求める。

吉井環境部長 それでは、9番から14番目まで環境部の案件となるので、順次担当課 長のほうから説明をさせていただきたいと思う。よろしくお願いする。

なお、14番終了の後に、当日追加という形で資料を用意させていただいたが、報告をさせていただきたいと思う。

まず、電動キックボードの実証実験については、環境部から出させていただいているが、内容について行政管理課のほうから説明をさせていただきたいと思う。

小栁行政管理課長 電動キックボードの実証実験についてだが、こちら、事後報告のような形になってしまって恐縮だが、地域の回遊性向上とか活性化などの行政課題の解決に向けて、公民連携の手法で取り組んでいるものである。4月18日に、この株式会社Luupというところと多摩市を含む5つの自治体で連携協定を締結している。その協定に基づく第一弾として、先週の土曜日、6月22日に実証実験を多摩中央公園で行わせていただいている。予定では、10時から16時という予定だったが、当日、雨だったというところもあって、雨がやんでいる時間、10時から12時ぐらいの時間と、1時間中断を挟んで1時から2時という形で、合計3時間ほど実証実験をさせていただいている。おおむね30人ほどの方にお乗りいただいて、その方に対してアンケートをおとりしたところがある。第二弾というところでは、こちら、(3)に書いてあるが、多摩センター夏まつりと同時で、この日程のどこかで実証実験を行いたいと思っているところである。

また、ここには書いていないが、聖蹟桜ケ丘エリアでもやっていくというところを考えていて、3の(1)に書かせていただいているが、段階的に実験エリアを広く設定していくようなところを考えていて、将来的にはキックボードの中に内臓されているGPSの機能などを使って、回遊性の検証とか、どんなニーズがあるのかというところを積み重ねていって、多摩市の中での活用というところに結びつけていければと考えているところである。

また、随時、こういった実証実験とか成果というようなところについては、ホームページとかサイドブックスのほうにもアップさせていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

説明は以上である。

長谷川公園緑地課長 それでは、10番の多摩中央公園改修基本方針の策定について、私 のほうから内容の詳細を説明させていただければと思う。資料のほうは、 サイドブックスのほうでは協議会10、公園緑地課多摩中央公園改修基本 方針の策定についてというデータをごらんいただければと思う。

最初の1ページ目の目的のところである。多摩中央公園は、昭和62年の開園より30年が経過している。公園施設の老朽化とともに、誰もがより安全安心かつ円滑に利用できるような環境改善対策が必要となっていることから、このたび、改修に着手していくものである。

多摩中央公園改修基本方針の策定に当たっては、各種行政計画等での本公園の位置づけを踏まえ、パルテノン多摩や再整備される図書館本館など、関連する各施設と連携して多摩センター地区の魅力を高めるとともに、利用者の安全性、利便性、快適性の向上に資する事項を中心とした老朽化対策や時代のニーズに沿った施設・設備などの基盤改修の方針を定めることとする。

次に、公園利用実態、市民ニーズ等の把握のところである。基本方針の 策定に当たっては、利用実態調査などを実施しながら現状把握と課題の整理を行って、アンケートやワークショップを通じて市民ニーズを把握しつ つ行ってきた。

次に、めくっていただいて2ページ目になる。市民ワークショップやプレイスメイキングについてのところである。1)の市民ワークショップの開催についてである。市民協働による改修内容を作成するため、多摩中央公園の魅力や問題点、あるいは今後の使い方や過ごし方から見たあり方などを検討するため、市民ワークショップを開催した。大妻女子大学の松本ゼミの皆さんに運営補助としてご協力をいただきながら全4回開催して、さまざまな意見交換を行ってまいった。そして、2)プレイスメイキング社会実験の実施だ。ワークショップとアンケート調査で出た公園の環境改

善提案や今後の使い方、過ごし方のアイデアを実際に試行してみるために、このプレイスメイキング社会実験を実施した。実際、どのようなことをやったかというと、ガイドツアーを試行してみたりとか、ピラティス体験とか、あとは木にハンモックをつるしてハンモックを楽しんでいただくとか、あとは野外映画上映ということで、映画の上映を公園内で行ったり、そんなアイデアを試行してきた。実施後は、振り返り会ということで実施をさせていただいて、参加者での意見交換や実施効果などについて分析して、改修方針策定に生かしていくこととした。

それから、3ページ目になって、多摩中央公園改修工事の基本方針の策定というところである。現状の施設状況や利用実態をもとに、ワークショップを初めとした市民ニーズ調査、それからプレイスメイキングの実証実験などを踏まえて改修の基本方針を定めた。図にあるとおり、将来像として、誰もが楽しみ誇れる多摩セントラルパークを掲げ、市民が誇れる公園環境、誰もが楽しめる参加型公園管理運営を目指していくこととしている。また、それを実現するために3つの基本方針を定めた。1つ目が、継承、今ある環境を守り育て、包容力や柔軟性を活かす環境づくり。2つ目が、安全・安心、誰もが安全で安心して快適に利用できる環境づくり。3つ目が、多様性ということで、市民・民間事業者が関わり多様で創造的な活動・にぎわいが生まれる環境づくりとした。それぞれの方針に基づく具体化イメージは、図の下にある各取り組みとなっている。

続いて、ページをおめくりいただいて4ページ目になる。今後の進め方 1となっている。1)に書いてあるとおり、改修後の公園の維持管理・運 営に当たっては、PPPーPFIの導入可能性を検討してまいる。図の表 にあるとおり、導入範囲、手法として6パターンを検証した。また、あわ せて、事業者調査も実施している。まずは、アンケート調査を実施した中 で、その中から参画に意欲を示した8者にヒアリング調査を実施した。そ こからは、parkーPFI制度を活用した参画可能性が確認されている ところである。

そのpark-PFIという制度だが、次の5ページ目を見てほしい。 こちらは、平成29年度の都市公園法の改正により新たに設けられた制度 で、事業者が飲食店や売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象 公園施設を設置して、この施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園 路、広場等、公園の整備、改修等を一体的に行っていくものである。この 収益により整備、管理を行っていく範囲を特定公園施設といって、その範 囲は収益の見込み等に応じて事業者の提案によることとなる。そのイメー ジ図が、一番下の絵のとおりになる。

また、その絵の上の図にあるとおり、この制度には特例措置が設けられている。公募対象施設のような附帯施設を設置する場合、設置管理許可が必要になるが、これが通常の10年から20年となる。さらに、建蔽率も2%から12%への特例措置となる。さらには、公募対象施設に必要な駐輪場とか広告看板などが設置可能になるなど、占用物件の特例も認められるという制度になっている。今後、さらに事業者の参入可能性の調査を進めて、民間の有用な投資を誘導するとともに、民間の柔軟性とか創意工夫を取り入れ公園管理を目指して、市の負担軽減も図っていくようなやり方で進めてまいりたいと考えている。

続いて、ページをおめくりいただいて6ページ目である。今後の進め方2となっているところである。多摩中央公園の周辺には、パルテノン多摩、図書館本館を初め、グリーンライフセンター、旧富澤家、桜美林アカデミーヒルズといった文化的・学術的施設がある。リニューアル後の多摩中央公園の運営に当たっては、こうした施設が連携しあって、まるで大学のキャンパスのような場となるような取り組みを進めて、多摩センターの活性化のほうにも寄与していくように努めてまいりたいと考えている。この構想は、多摩センター活性化支援事業提案書により専門家から提言をいただいたもので、クリエイティブキャンパス構想としていて、市全体でその実現に向けた仕組みづくりを検討してまいりたいと思っている。

最後に、7ページ目、今後のスケジュールのところである。多摩中央公園の改修工事は、2021年から2024年までの実施を予定している。下の表にあるとおり、多摩中央公園改修のスケジュールについては、今年度、令和元年度はこれから基本設計のほうに入ってくる。それを踏まえて、令和2年度には実施設計のほうに入り、令和3年度、2021年度の工事

改修を目指してまいる。

岩永委員長 ありがとう。では、まず、協議会の9番目、電動キックボードの実証実験について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、10番目、多摩中央公園改修基本方針の策定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、9番目と10番目についてはこれで終わりにしたいと思う。

続いて、協議会の11番目、多摩市まち美化キャンペーン~ごみゼロデー~の実施報告についてから、協議会の13番、学校給食の放射性物質検査結果についての3件までを一括して市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、11番、多摩市まち美化キャンペーン~ごみゼロデー~の実施 報告について報告をさせていただく。

多摩市まち美化キャンペーンについては、平成24年に多摩市まちの環境美化条例を制定し、誰もが住みやすく安全で快適なまちの実現のため、市と市民がともに取り組む啓発活動として、毎年春と秋に行っている。また、環境美化の取り組みについては、ごみ対策課でも春にごみゼロデー、秋には市民清掃デーが行われており、そちらとも時期を合わせながら広報し、市内一斉でまち美化を推進しているところである。

また、この4月からは多摩市受動喫煙防止条例が制定され、喫煙に関する部分はそちらに移管された。しかしながら、喫煙と吸い殻のポイ捨ては切っても切れない関係があるため、平成29年度の秋のキャンペーンから受動喫煙防止条例を所管する健康推進課とも横の連携を図りながらキャンペーンを行っているところである。

本日は、先月5月に行いました春のキャンペーンについての報告となる。 資料をごらん願う。まず1番目、主に活動内容だが、今回もまち美化推進 協議会の皆さんを初め、市民、市民団体、事業者の多くの方々にご参加い ただき、駅周辺の清掃を行い、また啓発物品の配布などもしながら、そし て環境美化や受動喫煙防止のアナウンス、最後のところでは、最近社会問 題化している海洋プラスチックのごみについても触れて啓発を行った。

2番目、実施した日時と場所である。5月24日金曜に唐木田駅からスタートをして、翌日土曜は午前と午後に分けて永山駅と多摩センター駅、そして月曜日は聖蹟桜ケ丘駅でキャンペーンを行った。特に土曜日はお休みの方も多く、ショッピングに来られた多くの市民にも啓発を行うことができたのではないかと考えている。また、月曜に行った聖蹟桜ケ丘駅では、新たな取り組みとして、グループごとに清掃を行うエリアを設定して、特にたばこの吸い殻について、本数場所を地図に落としてポイ捨ての現状を把握することにも努めた。新たな取り組みについては、今後、環境美化の推進に生かすため、今月に予定しているまち美化推進協議会の中でその効果などを検証し、秋以降の取り組みにつなげていきたいと考えている。

次に、3番目、キャンペーンの参加状況である。ごらんのとおり、329名の非常にたくさんの方々にご参加をいただいた。特に土曜日の永山駅では、 聖ヶ丘中学校の生徒さん、およそ80名の方にもご参加いただいて、活発な活動を行うことができた。

4番目、ごみの収集状況である。これは、参加人数やその日の活動時間で年度ごとにばらつきがあり、一概に比較はできないが、たばこの吸い殻で見ると、乗降客の多い聖蹟桜ケ丘駅周辺や多摩センター駅周辺で多い状況だった。

裏面を見てほしい。5番目、これまでの活動実績となっている。先ほど 説明をしたとおり、参加人数やその日の活動時間で年度ごとにばらつきが あり、一概に比較はできないが、半年前の昨年秋と比較すると、多摩セン ター以外は減少傾向となっていた。

続いて、12番、オオキンケイギクの防除の本格実施についてである。 近年、生物多様性は、地球全体で見ると、開発などによる生態系の破壊、 手入れ不足による里山の質の低下、外来種などによる生態系のかくらんな どで危機に直面しており、平成20年度には生物多様性基本法が制定され、 同法により、自治体も地域の自然的、社会的条件に応じた施策の策定、実 施が求められているところである。

そうした中、東京都でも平成24年に緑施策の新展開、生物多様性の保

全に向けた戦略が策定され、市においても平成27年に多摩市みどりのルネッサンスへの取り組みを策定し、緑の量から質への転換を進める中で、 生物多様性も優先課題の1つとして示され、平成29年8月に多摩市生物 多様性ガイドラインを策定した。

このような状況の中で、市内でもここ数年侵略的な外来の動植物も見受けられるようになった。そこで、まずは攻撃的な対応までは必要ないが、公共用地に生えていることが多い植物、また特定外来生物に指定されていることがあまり浸透していないものとしてオオキンケイギクを取り上げて、昨年、試行的にその防除、研究を開始した。今年度、その結果を踏まえて本格実施していくことについて報告をする。

資料を見てほしい。1番目、平成30年度の試行的取り組みの結果についてである。昨年度は、まず、各課の日常業務の中で、それぞれの管理地内でオオキンケイギクを見つけた場合、環境政策課に報告するとともに、駆除できる場所は抜き取り、枯らしてごみとして処分することをお願いした。その結果、(1)のとおり、24カ所の施設で見つけられた。

次に、(2) の処分状況だが、各課で処分されたものもあるが、大部分は環境政策課に持ち込まれて、総量で17.5キロが集まった。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法と呼ばれるものだが、特定外来動物、植物の移動が禁止されているため、今回は試行的という中で抜き取りから枯れて処分できるまでの、それに要する時間なども調査して、およそ二、三日ということも実験的に把握できたところである。これらの結果を、庁内の関係課が集まり検証して、今年度からだが、継続して実施することが可能であるとの判断に至ったことで本格実施を開始した。

次に、大きな2番、令和元年度の本格実施の内容についてである。まず、(1)対象範囲のうち、公共施設は市の管理地内としている。各課でオオキンケイギクの繁茂状況の把握に努め、駆除を実施する。例外として、日常管理を市以外の地域住民等にお願いをしているコミュニティセンターなどの施設の敷地については対象外とするが、市職員が業務管理の中で確認した場合は駆除をお願いしている。私有地については、6月5日号のたま

広報で市民の皆様にお願いをしたところである。

次に、(2)市民等の周知方法等についてである。市民向けは、先ほどの 説明のとおり6月5日号のたま広報と公式ホームページでお願いをしてい る。また、今後は、各種イベントなどでも啓発に努めていきたいと考えて いる。そして最後に、農家の皆さんについてだが、経済観光課と合同で、 市民の周知とは別に、お願いの文書を農業委員会にもお願いをしている。 今後についても、気候変動等により、さらに環境の変化が想定されること から、引き続き啓発も含め生物多様性の保全等を進めていきたいと考えて いる。

続いて、13番、学校給食の放射性物質検査結果についてである。こちら、毎年学校の給食について、学期ごとに子供たちへの提供前に検査を実施しているものである。

資料を見てほしい。1学期分は、6月5日に、白米だが、同じ産地だが、 調理所ごとに仕入れ先は別々なので2検体、そして小松菜とセロリを含め て4品目について、給食提供前検査を行った。検査は、消費者庁から貸与 されている機器を使用して、厚生労働省が定めた検査方法で検査を行った 結果、全て基準値以下、検出下限値以下という結果だった。

岩永委員長市側の説明は終わった。

それでは、協議会の11番、多摩市まち美化キャンペーンのことについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、12番目、オオキンケイギクの防除の本格実施について、質疑はあるか。

橋本委員 これは、去年、私も市の職員の方から聞いたら、周りを見たらあまりにも多くてびっくりしたが、1つは、写真がカラーで広報にはちょこっと載っていたが、もし本当に徹底するとしたら、公共施設なんかに写真パネルをやって掲げると、ああ、あれもそうじゃないかというのを、ことしもまだ残って結構あるので、これをやるんだったら、二、三年、来年くらいまでで徹底して、言ったら、皆さん、都営団地の中なんか鎌はだめだ。抜か

ないとだめ。そのくらい徹底していただきたいということと、もう1つ、 隣の家にあっても言いづらいというのがあるので、これについては、もし お気づきたったら、環境部のほうに電話をいただいたら、特定のところが わかるんだったら、あれは本当にある。それでどんどん広がる。多摩市が やるのは賛成だが、今でも、高速道路の右左なんかすごく繁茂してあっと いう間に広がった。だから、やるときにはきちっとやらないと結局また出 てくると思うので、さまざまなところに写真を掲げてやるぐらいに意気込 みでやっていただけたらと思う。

佐藤環境政策課長 その辺、お願いするからにはわかりやすい形で進めないと意味がない ので、その辺は研究していきたいと思う。

橋本委員 一番、ごみと一緒でPR力があるのが、小中学校、特に小学校の子供に 知らせると、子供は帰りとか見ると、あそこにある、ここにあるという感 じで広がる。ただ広報の片隅にあるだけではだめなので、ぜひ教育委員会 とも相談してやっていただきたいということを申し上げておく。お願いす る。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、本件についてはこれで終わる。

引き続き、協議会の13番目、学校給食の放射性物質検査結果について 質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてもこれで終わる。

引き続きになるが、ごみ対策課の案件だが、協議会番号の14番、平成30年度ごみ減量・資源化の状況について、それから追加案件の家庭系有料指定袋の不具合についてをまとめてご報告いただけたらと思う。

岩田資源循環推進担当課長 14番目、平成30年度ごみ減量・資源化の状況についてご報告する。資料は、協議会の14番、同じ題名の資料である。

資料の中で表がある。①排出量の推移という真ん中の表になるが、4つ あって、真ん中の2つ、29年度と30年度という形で書いてある。今回、 30年度の報告というところで、上からいくと、網かけのところの数字を ごらんいただきたいと思うが、7.9%で、これが家庭系の収集ごみ、そして次が20.8%、これが事業系の持ち込みごみ、最後の11.7%というのがごみ量になる。

一般廃棄物の処理基本計画において10年間の最終的な目標は10%減、これが23年度の基準年として10%減となる。平成30年度は6%減が目標である。11.7%減なので、目標は達成している状況になっている。その中で、事業系の持ち込みごみは、減量率が、29年度は21.1%なのが30年度は20.8%ということで、減量率が落ちているという形になるが、これは平成28年度、持ち込み分の手数料を25円から35円に改定したところで減量になったが、それが落ち着いてきているものと思われるので、これは毎年清掃工場のほうで搬入物の検査を10回実施しているので、あと悪いところの排出事業所への訪問指導などもしているので、それを継続していきたいと思っている。

次に、②の資源化率の推移という、その下の表になるが、そちらは平成30年度34.5%、29年度が35%だったので、0.5ポイント落ちているという形になる。こちらについては、資源化について少し落ちているということなので、一般廃棄物処理基本計画を審議していただいている審議会の中でも、燃やせるごみの中のプラスチック類、あるいは紙類、そういうものが入っているものがある。燃やせないごみの中には、今、分別収集している小型家電・金属類とかもあるので、そういうものの啓発とか分別の徹底をしていくことで減らしていきたいと思っている。

最後に、③の埋立量の推移という形になるが、こちらはゼロ、ゼロと並んでいて、二ツ塚の最終処分場、日の出町にお願いしている最終処分場の中で、灰をさらに利用するエコセメント化事業をしていて、こちらは実質埋立量はゼロというところで、目標もゼロになるので、こちらも達成している。引き続き推進していきたいと思っている。

市ノ瀬ごみ対策課長 追加案件で出させていただいた家庭系有料指定袋の不具合について のご説明をさせていただく。

本日、サイドブックスに反映していただいたが、1点、日付のところで 令和元年とすべきところを平成31年としてしまっている。大変申しわけ ない。

では、こちらのほう、内容の説明をさせていただく。

6月4日から6月18日に販売した40リットルの燃やせるごみの有料 指定袋の一部が、市の基準とする強度の80%程度しかなかったというこ とが判明した。6月18日に各販売店に回って在庫を全て確認してきたが、 既に販売した指定袋があった。市民の皆様にお詫びするとともに、指定袋 の交換について周知をしたので、公表させていただく。

経過としては、6月11日月曜日に委託業者のほうから、一部で強度の足りない袋が出ているという報告があった。こちらのほうは、業者の社内検査の中で強度が足りないというのが見つかったということで報告があった。市のほうからは、回収と、市民が購入しているかを早急に調査してほしいということで指示し、翌日の18日に全店舗回って確認してきたが、不具合のある指定袋137箱出てしまったが、73箱しか回収できずに、64箱分が既に販売されてしまっているという状況があった。こちらのほう、19日に経緯の説明等を掲載したホームページを出させていただいたところである。

不具合のある有料指定袋だが、全ての袋が悪かったわけではなく、40リットルの燃やせるごみの指定袋で、購入日が6月4日から18日で62店舗で販売したロットナンバーが下4桁0517から0610と記載されているものという一部の部分だけだという形になっている。

対象強度に関しては、表をつけたが、100%超えているところはいいが、引っ張り強度の横に引っ張り強度が市の基準でいうと16.7以上あるべきところが15.4、92%しかとれていなかった。引き裂き強度というのが500以上と基準があったが、400しかとれておらず、80%の強度であったというところである。

先ほどちょっとお話ししたが、指定袋の配送と回収状況ということで、71店舗に137箱発送してしまったが、回収ができたのが40店舗、完全回収ができたのが9店舗という形で、73箱と4枚回収をした。既に販売してしまったのが62店舗で、63箱と24袋と6枚という形になっている。

こちらのほう、周知に関して、各対象の店舗のほうにはお知らせの張り 紙をさせていただくということで全ての店舗に張り紙をさせていただいて、 多摩市の公式ホームページ、ごみの分別アプリ、公式ツイッター、メール 配信サービスという形でお知らせをさせていただいたところである。

交換等の状況に関しては、委託先である大倉工業のほうで設置したフリーダイヤルに電話していただき、そちらのほうでお話しし、郵送、訪問等で、希望の方法で正規な袋に交換するという形で対応を考えているところである。昨日、6月25日までで一応所管のほうに問い合わせがあったのが8件、大倉工業のほうには10件問い合わせがあった。そのうち、3件に関して対象の袋であったということで交換が既に済んでいるところである。裏面のほうは対象の店舗という形になっている。

岩永委員長 市側の説明が終わった。

それでは、協議会14番、平成30年度ごみ減量・資源化の状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長では、今の追加案件の有料指定袋の不具合について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたいと思う。 それでは、協議会の15番目、多摩市下水道事業の取り組みについて、 市側の説明を求める。

- 森田下水道事業管理者 よろしくお願いする。それでは、令和元年度に予定している下水 道事業の取り組みについてご報告をさせていただく。詳細については、楢 島下水道課長よりご報告する。よろしくお願いする。
- 楢島下水道課長 それでは、多摩市の下水道事業の取り組みについて、今年度の取り組み について説明させていただく。

まず1番目、主な収益的支出(3条予算)についてである。

まず、公共下水道の管渠調査清掃業務である。こちら、毎年テレビカメ ラによる調査、清掃を行っていて、汚水を10地区、雨水を15の区域に 分けて、各1カ所を1年ごとのサイクルで清掃をしているところである。 別紙1の案内図で示している箇所が今年度の場所である。汚水管渠の清掃 が上側の図面、2カ所である。下側の図面が雨水の今年度の1カ所の地区である。

続いて、管渠更生等補修工事である。こちら、調査清掃業務に基づいて 補修工事を毎年行っているものである。今年度は汚水管を3件、雨水管を 1件予定している。こちら、別紙の2の案内図でお示しをしている。上が 汚水の3カ所、下が雨水の1カ所の図面である。ここの場所を更生工事を 行っていく。

続いて、下水道プラン更新業務委託である。こちらの委託については、 下水道事業における施策の方向性を示す総合的な計画である。下水道プラ ン2011の更新を行っていく。

続いて、下水道施設の包括的民間委託の業務委託である。こちらの委託については、昨年度実施した包括的民間委託の検討業務、こちらの結果を踏まえて令和2年度から実施する予定でいる包括的民間委託の導入に向けて、今年度は仕様書等の作成、それからプロポーザル方式による契約の準備等の支援を行う業務である。契約予定日を6月下旬、それから予定期間を来年の3月までを予定して把握する予定である。

続いて、デザインマンホールふた設置の活用等の推進事業である。下水 道事業において普及と啓発、それからシティセールスの取り組みというと ころで、平成29年度からデザインマンホールのふた、それからマンホー ルカードの配布を行ってきた。本年度については、新たな観光資源の1つ ということで、デザインマンホールふたの製作・設置をする予定である。 設置後については、ふたを活用した下水道事業の啓発等、それから市内外 へのPR活動に活用していきたいと考えている。こちらの費用については、 今年度創設された東京都のデザインマンホール蓋設置・活用等推進事業、 こちらの補助金に基づいて充当する予定である。関連する課として、経済 観光課と連携を図りながらデザインマンホールふたの製作設置を進めてま いりたいと考えている。

今後の予定だが、9月議会において補正予算を計上させていただき、お 認めいただいた後に10月ごろに補助交付申請を行い、11月から3月に かけてふたの製作、設置工事等の実施をしてまいりたいという予定を組ん でいる。

続いて、2番目の主な資本的支出(4条予算)である。聖蹟桜ケ丘東地区雨水管路改修事業実施設計委託だが、場所だが別紙3の案内図である。別紙3の下のほうの図面が詳細の場所になっている。こちらの委託については、昨年度改修工事を行った聖蹟桜ケ丘北地区の雨水排水施設の下流の区間に当たって、昨年行った上流川と同様に老朽化が懸念されている雨水排水施設の改修を実施するための実施設計業務である。工事については、令和2年度から実施する予定である。

続いて、多摩川右岸の堤防道路雨水管路整備工事である。こちらも、案 内図別紙3の2枚目のほうにある上の図面の場所である。この工事につい ては、一ノ宮一、二丁目の多摩川堤防道路沿いの民有地内に設置されてい る雨水排水を市道内に移設する工事である。延長が長いものだから、事業 期間を3カ年予定していて、今年度は1カ年目の工事に着手するところで ある。

続いて、一ノ宮水路の改修工事である。こちら、別紙3の案内図の2枚目、下側の③の場所である。この工事は、一ノ宮の2丁目地内にある水路の護岸の改修工事である。現在設置されている木製の護岸の老朽化、これが顕著になってきていることから、良好な雨水排水機能が確保できるよう護岸の整備を行うものである。

今年度の主な予定は以上である。説明は以上だ。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長では、本件についてはこれで終わりたいと思う。

では、協議会の16番、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の策定について市側の説明を求める。

田島企画課長 それでは、私のほうから、第五次多摩市総合計画第3期基本計画を策定 したので、その関係、ご報告をさせていただく。

資料は、今、委員長からあったが、総務常任委員会の協議会資料の1番目、総合計画の策定についてという資料、A4判のものが1枚とA3判の表裏、2つあるかと思うが、そちらをご参照いただければと思う。

まず、A4のほうから簡単にご説明させていただきたいと思う。こちらの第3期基本計画については、3月議会の初日の前日の2月26日に全員協議会を開かせていただいて、その時点のパブリックコメントを行う前の時点の案を説明させていただいたところである。その後の検討の状況について、大きな1番でお書きしている。庁内の体制として、専門委員会、これは部長級で構成しているものだが、その後、3回ほど行って、パブリックコメントを4月5日から4月24日まで行った。このパブリックコメントの案を庁内の専門委員会、また総合計画審議会のほうで最終確認をしていただいた。パブリックコメントを4月5日から4月24日までの期間で行って、その間に市民説明会を4月13、14の2日間行わせていただいたところである。パブリックコメント、市民説明会でいただいたご意見を踏まえて、総合計画審議会のほうから5月16日に、この計画案の内容をもって市長に答申をいただき、その後、庁内の専門委員会、部長級で構成する専門委員会、また全管理職で構成する策定委員会のほうで最終決定をしたところである。

大きな2番が、こちら、第3期の基本計画の概要となっている。基本的には、この基本構想については、今回の基本計画の改定になるので、基本構想に当たる部分については今回改正をしていない。将来都市像、また目指すまちの姿、この部分と、目指すまちの姿を実現していくための政策の部分までについては、基本的には、今回、基本計画の中では変更しなかったが、その下にぶら下がっている38の施策等については、今回、体系も含めて見直しをさせていただいた。

この計画期間としては、今年度、令和元年度、2019年度からおおむね10年間の計画として位置づけをしている。こちら、基本計画については実効性を確保していくために第5次多摩市総合計画からこのようにしているが、市長の任期に合わせて4年ごと、10年間の計画として改定し、また改めて次の市長選の後に改定をする予定である。

今回、基本計画の中で一番大きな考え方として位置づけたのが、そちらにある基盤となる考え方として第2期の基本計画の中から3つの取り組みの方向性の1つとして取り組んでいる健幸都市、健幸まちづくりをさらに

進めていく、推進していくということを今回一番大きな考え方に位置づけをした。これを実現していくために3つの重点課題があるとして、1つ目が超高齢社会への挑戦、2つ目が若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり、3つ目が市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり、こちらについて、第3期の基本計画の中では重点課題として位置づけているところである。

今回、議会のほうには、こちらは6月に入ってこの計画をスタートしたが、その後1週間ぐらい遅れてしまったが、サイドブックスのほうに本編のデータについては上げさせていただいたところである。それ以外に、概要版、これは本日お配りしたA3のもの、またそれ以外にわかりやすい版というものを、これは教育現場とか小中学校とか、また障害をお持ちの方でもわかりやすい表現にあらためたものを今回おつくりをして、そちらについても今後配付していきたいと思っている。

また、あわせて、わかりやすい版についてはテキスト版に起こしたものをつくって、ホームページ等に張りつけをして、読み上げソフト等、読み上げができるようなテキスト版についても今回つくらせていただく予定なので、今、ちょうど今週末ぐらいに紙の冊子ができ上がってくる予定なので、議会の皆様にも会派1冊等お配りしたいと思っている。

もう1つの資料のほうが、こちらの概要版なのでざっくりとした内容だが、全体の構成と主立った内容を入れさせていただいた概要版をここに送付させていただいている。こちら、資料をごらんいただくと、上のほうが基本構想に当たる部分なので、将来都市像、目指すまちの姿については今回、変更をかけていない。その下の部分が基本計画に当たるものなので、左側のほうにある、こちら、社会動向、また多摩市を取り巻く状況等、こういったものを受けて、今回、10年の計画を策定させていただいた。

内容としては、中段にあるような、この目指すまちの姿を受けて、13の 政策、A1からF1まで、こちら、行政分野ごとに政策を13置いている。 その下に38の施策を置いているという体系である。先ほど申し上げた基 盤となる考え方を中段の下のほうに置いたが、こちらを行政分野のほう、 A1からF1については行政分野なので、どちらかというと縦割りの考え 方だが、基盤となる考え方、また重点課題については、縦割りの行政課題 の行政分野を横串で刺していくと。庁内が、関係部署が統合的に進めてい くという形で、第3期については施策を進めてまいりたいと考えている。

一番下が、こちら、主に行政分野に係るものが中段に書かれているが、 それ以外の分野で並行して基本計画の中に位置づけをして取り組んでいく もの、行政改革とか公共施設のマネジメント、また内部改革、シティセー ルス等、こちらについても並行して行っていくということで、こちらにつ いては第3編として計画を推進するための並行して市として取り組むべき ものについて、第2編の書き方にあわせて、現状、課題を踏まえて、4年 間で具体的にどういったことに取り組んでいくかという内容で、今回、第 3期の基本計画についてはつくらせていただいているところである。

次のページが、先ほど申し上げた、概要版の表面は施策の部分については載っていないが、この目指すまちの姿が6つあり、その下に政策が13あり、その下に施策が38あるという体系を示させていただいたところである。

網羅的な計画なので、中身までは説明していないが、概要としては以上である。

岩永委員長 では、この件について、ここだけはどうしてもという形で概要版のこと だが、質疑のある方、挙手をお願いしたいと思う。

橋本委員 この間の私の一般質問にも関連するが、田島企画課長と、その前にお話ししたときに、こういう計画性のあるものは西暦と括弧和暦ということだったが、6月20日号の広報は、一面だが、和暦しか載っていない。令和元年から令和10年までという総合計画ですということで、言っている先から、西暦、和暦の問題を広報の一番目立つところがそうなっていたので、方針としてせっかく認められて、経年的なものは併記しないとわかりづらいとおっしゃったのに、広報はそうなっていなかった。ぜひ、今後、注意してほしい。

田島企画課長 おっしゃるように、あの一面をどうしていくかということを、庁内とい うか、政策部の中でも議論したところだが、少なくとも橋本委員からもい ただいた一般質問のところでも答弁させていただいたが、こういった計画 ものについてはある程度一定の期間を示すものであるので、西暦と和暦を 表記することによって、市民の方にもその期間の捉え方についてもわかり やすいようにということで、この総合計画のつくりとしては、基本的には 西暦をベースに括弧和暦という表記で統一をさせていただいた。

ただ、あちらを、この中身自体を周知させていただくための広報について、あの書き方をどうしようかというところで考えたが、あちらについては、計画の中身というよりも、こういった計画をつくったということを周知させていただく内容だったので、令和元年度から令和10年度までの計画ですというところを、おっしゃるように、令和だけ、和暦だけを使わせていただいたが、あそこに西暦を表記すると、逆にデザイン性というか表現がうるさくなるような、そういったことになるんじゃないかということと、基本的には、たま広報としての考え方だが、たま広報については基本は和暦で統一しているというところであった。広報とも調整したが、健康まちづくりのマークのところだけ2019という西暦を入れているが、それ以外は、基本は全部和暦で統一しているということになったので、こちら、橋本委員からもいただいた内容もあったので、庁内で調整はしたが、基本的には、今回は計画の中身というよりも計画自体ができたということをお示しする内容であったので、どちらかというと、広報側の考え方に沿って和暦表示とさせていただいたところである。

橋本委員 不満だけど、納得はしないが。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。なお、この件については、先日の総務常任委員会の ほうで、改めて議会全体で勉強会を実施したらどうかというご意見があっ たと伺っているので、そちらのほう、もし今後調整があった場合には、ま た皆様方にお伝えをしたいと思うので、よろしくお願いする。

では、本件についてもこれで終わりにしたいと思う。ありがとう。

では次に、最後になるが、17番目、行政視察についての件に入りたい と思う。まず、今年度の生活環境常任委員会の行政視察の実施について協 議をしたいと思っているが、視察はやるかやらないかという点はいかがか。 もしする場合には、日程とか目的とか内容とか、そのあたりのことについて引き続き協議をしていくが、ここで一旦協議会を休憩して、視察のほうについて少し意見交換をさせていただきたいと思う。

午後 4時45分 休憩

午後 4時49分 再開

岩永委員長 協議会を再開する。

では、視察は行うということで決定をしたいと思う。日程については、 10月16日から18日までの間で予定をさせていただき、この視察の候 補地については、これからまた改めて話し合う、私たち委員会のテーマと も関連性もあるので、その中で決めていきたいと思っている。そういう意 味では、最終的には正副委員長に一任をしていただく形になるかと思うが、 それでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、そのようにさせていただきたいと思う。

以上で協議会を終了したいと思う。

午後 4時50分 休憩

午後 4時50分 再開

岩永委員長休憩前に引き続き会議を開く。委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 4時50分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の 規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか